

午前１０時３０分開会

○桜井委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから環境まちづくり委員会を開会いたします。

傍聴者の方にご案内をいたします。当委員会では、撮影、録音及び通話は認められておりません。また、メールのやり取りなど、パソコン及びスマートフォンなどの電子機器の使用も認められておりませんので、あらかじめご了承ください。

本日の日程をご確認ください。この日程のとおり進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 それでは、日程１、陳情審査に入ります。

初めに、二番町地区のまちづくり関連についてです。

本件に関する陳情は、新たに当委員会へ送付された陳情送付８－１１、二番町再開発の基本計画等情報公開及び合意形成の場を求める陳情及び継続中の送付６－２６、３８、３９、送付７－５、７、１６、１７、２９、３０、３３、３６、送付８－５、８の１４件です。

新たに送付された陳情書の朗読は省略し、関連するため、一括で審査をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 当委員会の陳情を審査する上において、当委員会が積み上げてきた与件整理について、委員長より報告をいたします。

本委員会では、さきの林委員長のときより当計画についての議論を重ね、与件整理という形で取りまとめてまいりました。そして、事業者へは心配事の解消という形で、委員会に寄せられた課題を整理して、事業者へ令和７年１２月１７日、区長の要望書と一緒にお届けをいたしました。それを受けて、基本計画が出されたわけでございます。そして、今回、陳情でございますが、附帯決議にもあった前向きに話し合える場づくりへの陳情に当たるもののほか、ビル風など、個別な事案によるものの陳情、その他の陳情となっております。現在、基本計画が明らかになっており、今後も執行機関からの報告も頂くこととなりますが、現時点での陳情に対しての区のお考えも頂きたいと思います。

それでは、本陳情について、執行機関から情報提供がありましたら頂きたいと思います。

○原川麴町地域まちづくり担当課長 現在頂いてございます陳情は１４件でございますが、ちょっと役所のほうで大きく分類いたしますと、二つの要望であると捉えてございます。一つ目が、前向きに話し合える場づくりについての要望でございます。こちらは一番多くて、１４件中の１０件になろうかと思います。分類といたしましては、送付の６－２６、６－３８、６－３９、それから、７－５、７－７、７－１７、そして７－２９、そして７－３０、新たにされた８－１１がそれぞれこちらに分類されると捉えてございます。二つ目でございます。新築される建物のビル風等の環境影響等の要望かと思います。こちらが７－３３、それから、８－８になろうかと思います。その他といたしまして、二番町再開発への要望の７－１６と、与件整理後に基本計画を出していただきたいという７－３６になろうかと思います。

分類ごとの区としての考えでございます。

まず、前向きに話し合える場づくりについてでございます。こちらは、附帯決議にのっとりまして、地区の融和に向け、番町次世代シンポジウムを設置いたしまして、要望にある前向きに話し合える場づくりをつくってまいりました。

続きまして、新築される建物のビル風等の環境影響についてでございます。こちらにつきましては、環境影響調査を説明してほしいという要望と港区と同レベルのビル風対策を設定してほしいということで、今回、第4回番町次世代シンポジウムにて、日本テレビより基本計画の説明とともに、環境影響調査についても説明がなされました。

最後に、その他に分類してございます7-36の与件整理後に基本計画を出してほしいという陳情でございますが、陳情のとおり、与件整理後、基本計画が出てございます。

続きまして、7-16でございます。アンケート調査などを実施する場合は、住民や利用者の真意を捉えるような調査をすることを希望すると。また、今後の開発事業においては、行政はメリットだけでなく、デメリットも説明してほしいという要望でございますので、今後の参考とすべくご意見として承らせていただきます。また、高さと容積率の緩和と採算のバランスが取れているか、数字を示してほしいという要望でございますが、こちらは、既に都市計画手続にて、行政側の考え方について説明してございます。最後に、エリアマネジメントについてということで、活動内容が不明など、もっと明確に内容を公開してほしいという要望でございます。こちらにつきましては、第3回のシンポジウムで大きく取り上げまして、第4回のシンポジウムでも説明してございます。

以上が各陳情に対する区の考えでございます。

○桜井委員長 はい。説明いただきました。委員の皆さんからご質疑ございましたら頂きたいと思います。

○岩田委員 まず、今、話し合える場づくりをしたというふうに区の方はおっしゃいましたけども、4回やったということなんですけども、学識経験者の方は、まず、1回目は、いや、これは違うよねと。そもそも日本テレビのことは話していないじゃないですか、1回目って。番町全体と言っていましたよね。ということは、これはまず、違いますよね。そして、2回目も3回目も、住民が何か意見を言えたかな、意見を言ってお互いに話し合えたかなという、そうではない。そして、4回目も、何だ、ポストイットみたいなのを壁に貼って、それを何かファシリテーターの方が選んで、じゃあ、これはどうですか、どうですかというのを、日本テレビではなく、ファシリテーターの方が、あ、これはこうですと説明をされた。だから、別に日本テレビが説明したわけではなく、しかも、住民の方と話し合えたわけじゃないですよ、まずは。

あ、1回区切ったほうがいいですか。続けたほうがいいですか。

○桜井委員長 いやいや、今、質問に、まだなっていないから。

○岩田委員 ああ、そうです。すみません。

それで、どこだ、その付箋に書かせたものについても、どういう意見があったのかというのは全く非公開で分からないですよ、ほかの方には。その抜粋されたものだけ読まれたとか、そういうのをもう全部含めて、前向きな対話というのはなされていないんじゃないかなというのを思うんですが、そこはどうでしょうか。

○原川麴町地域まちづくり担当課長 まず、第4回のシンポジウムにつきましてでございます。対話ができていないということでございますが、今回、ご意見があったポストイッ

トという形で、皆様にご意見、そして感想なども貼っていただきました。こちらにつきましては、近日中に議事内容、そして、ポストイットの写真等も公開する予定でございますので、非公開ということでは全くございませんので、ご理解いただければと思います。

○岩田委員 後ではなく、先にやってほしいんですよね。それで、もう後で公開するといっ、皆さんとのシンポジウムは終わりというふうにした後で公開されても意味ないんですよ。そういうのをみんなが見て、それで、あ、こういう意見もありましたね、で、お互いに意見を言うなら分かるけれど、全部後々なんですよ。

さっき言った4回のシンポジウムって、1回目は違う。それで、4回目も、何だ、意見が言えたわけではない。それで、2、3も日本テレビとやり取りができたのかというと、そうでもないというふうに考えると、話し合う場づくりって、場をつくったけども話し合えていないんですよね、結局、というふうに思うんですけども、それを何か言い方はちょっと厳しいですけど、既成事実みたいに、ほら、つくりましたよ、これで終わりですよというのはいかななものかなと思うんです。

○原川麴町地域まちづくり担当課長 今回のやり方でございますが、まず、学識経験者の先生方と打合せをいたしまして、今回のようなポストイットで皆様からご意見を頂くようなシステムを取らせていただいております。また、その中で、ご意見につきましては、ファシリテーターの方の主導の下、これについては区さんがお答えください、また、これについては日テレの計画なので、日テレのほうで答えてくださいという形で議論というのは深まったかなというふうに考えてございます。

○桜井委員長 関連で。

小野委員。

○小野委員 今、話し合う場というところで、今回10本のこの陳情というのは、まさに話し合う場ということで最も多いです。この話し合う場というのは、私は手段だというふうに思っていて、この附帯決議を改めて見ていきますと、二番町地区地区計画の変更という、ここに関しての決議ということで、ちょっと捉えていきたいと思います。

まず、話し合う場というのがいわゆる附帯決議にある融和に向けた努力ということで、区が取り組んだ手段のうちの一つではないかなというふうに思っているんですけども、ここについて、改めて区から様々なことをこれまで融和に向けたこととしてやってくださっていると思うんですけども、そこについてはいかがでしょうか。

○原川麴町地域まちづくり担当課長 ありがとうございます。

まず、こちらに関しまして、今までやってきた内容ということで、区に求められているところというのは、そもそも地域を二分するような状態が長きに続いたということから、地域の融和を図ることが区としては求められていると受け止めてございます。そこで、区のほうが今までやった取組のほうをちょっと説明させていただきます。

まず、先ほど来てきておりますが、第1回番町次世代シンポジウムというものを実施してございます。こちらは、番町の前向きな未来への思いを共有し、具体的に行動していくアイデアを出し合って、対話の場の継続へつなげていくきっかけづくりの場とさせていただきました。こちら、ワークショップ形式で行いまして、まちがこうあったらいいな、そのためにはこんな行動したいなどと、参加者様から様々なアイデアが出てきたものとなっております。その後は、近隣の教育機関へのヒアリングも実施してございます。また、

その後は、地域の住民から心配事やご意見というのを公募させていただきました。

それを基に、今度、第2回の番町次世代シンポジウムというのを実施いたしました。ここでは、その前に行いました公募の意見と当日の参加者の追加の意見も募りまして、それらの心配事や意見に対するコメンテーターからの見解も交え、心配事の解消を図らせていただきました。また、さらに、今回解消できないといたしましても、これから日本テレビが計画を策定していく中で、心配事の解消となるもの、配慮してもらいたい点などのリクエストについても議論したのが第2回でございます。そちらの議論した内容をもちまして、区として日テレへ要望書という形で提出してございます。こちらは、先ほど言ったとおり、シンポジウム等で皆様からのリクエストを取りまとめたものを、基本計画検討に当たって考慮いただきたいという事項として要望書を提出した次第でございます。

その後、今年の1月になるんですけども、第3回番町次世代シンポジウムというのを実施してございます。こちらは、区から日本テレビに提出した要望書の確認と、決定している地区計画の内容について、模型を用いて立体的、視覚的に理解を深めてございます。また、将来的に検討、実施されていくエリアマネジメントの基本的な事項の認識共有をした次第でございます。

その後、第4回、6月、先月ですね、第4回番町次世代シンポジウムを実施いたしまして、こちらでは、日本テレビからそのような要望事項を受けた基本計画の説明であったり、区から要望事項を出したもののについての回答が行われたというところでございます。

以上でございます。

○小野委員 ありがとうございます。話し合う場は手段であって、それ以外のことについても、今ざっと振り返りをさせていただいたというふうに認識をしております。一つ一つ、比較的、私は丁寧に進められているのかなと思うんですけども、第4回番町次世代シンポジウム、これ記憶に新しいところではあるんですけども、改めてこのときの成果をどのように評価されているのかというところ、先ほど付箋については、次回以降で、次回にまた写真も含めて皆様にというようなご発言もあったんですけども、この辺りのところも含めて、いま一度振り返りをお願いいたします。

○原川麴町地域まちづくり担当課長 第4回番町次世代シンポジウムについてなんですけれども、先月、6月7日の日曜日に実施してございます。これまでで最多となる118名の参加者がございまして、先ほどちょっと申し上げましたが、事業主であります日本テレビ放送網から本区への要望事項への回答と基本計画の説明がなされました。参加者の反応も、会の終了時には、大きな拍手が起こるなど、おおむね受容的であったことから、地域の融和はちょっと図れたかなと思ってございます。

また、先ほど来申し上げております、ちょっと遅れてはいますが、結果について、もう次の週には区のホームページに基本計画データ、当日の資料等はアップしてございます。ただ、議事要旨等につきましては、今、ファシリテーターの先生方に確認していただいたりする時間を要しましたことから、ちょっと時間を要しておりますが、今月中には区のホームページにアップしたいと考えてございます。

以上でございます。

○小野委員 はい。承知しました。では、まず、それも待ちたいと思います。

今ご心配をされているのが、一旦、シンポジウムというのは、これで終わりですという

ことのご発言を何度か聞いておりまして、今後の対話というところで、日テレとの対話ができているんじゃないかとか、そういうご意見もあるんですけども、今までは、これは二番町地区計画の変更というところの附帯決議に基づいてということなんですけれども、今後の対話というところについてはどのような認識をお持ちなのか。区の立場から事業者のことをここで明言するというのは難しいのかもしれないんですけども、どのようなお考えかというところをお示しいただけますか。

○原川麴町地域まちづくり担当課長 そうですね。番町次世代シンポジウムというものについての今後の開催は考えていないんですけども、今後でございますが、建築計画の具体化に当たりましては、建築基準法等に基づく申請手続に先立ちまして、まず、千代田区の中高層——こちらではない、それは東京都ですね。まず、千代田区の早期周知条例というのがございますので、そちら、あと、東京都の中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例というのがございまして、こちらでも住民等の説明会等の実施が求められてございます。こうした制度に基づく説明や意見聴取の機会を通じて、事業者と地域住民との対話が適切に図られ、地域との良好な関係構築が進められていくものと区としては考えてございます。

○桜井委員長 小野委員、よろしいですか。

○小野委員 対応についてはここまでですけど、次、ほかの……

○桜井委員長 岩田委員まだ続きますか。

はい。岩田委員。

○岩田委員 まず、融和に向けた努力ということなんですけど、努力をしていただいても、解決していないですよ、正直。二分したまんまで、正直。やっぱり地元ですと生まれ育った人間にしてみれば、よそから来た人間とは違って愛着もあるわけですよ。やっぱりこのままちょっと住みづらくなるような番町地域というのは見逃せないんですね。先ほど、心配事をコメンテーターが解消と言っていましたけれども、コメンテーターじゃなくて、日本テレビの言葉を聞きたいんですよ、実際どうなのかと。コメンテーターが実際に工事をやってくれるわけじゃないんで、そこは日本テレビがどういうふうにするのかなというのが聞きたい。そして、住民も、そのことについて話し合いたいんですよ。一方的にコメンテーターが、はい、これは解消しましたねじゃなくて、あと、何だ、こっちのこの大きなA3のぺらで見ると、7-29、30のところでは区の回答のところを見ると、2行目のところで、第2回、3回及び4回のシンポジウムを通じて、地区計画について、模型なども用いながら説明を行いました。30も同じように模型を用いながらと書いてあるんですけど、2回、3回、4回のうちの2回は模型って、なかったですよ。でも、書いてあるじゃないですか。言っちゃ悪いけど、うそは駄目ですよ、これ。書いて、やっていないんだから、2回目は、模型は。そういうのは間違いですよ。ちゃんと訂正しないとイケないです、これ。

あと、4回目は118名で拍手も起こった。だから、これで皆さん納得していただいたんだと。いや、それは違うと思いますよ。僕もこのとき拍手しましたよ。でも、別に、あ、すばらしかった意見だというんで拍手したわけじゃないですよ。周りが拍手したから、それにつられて拍手しただけであって、全然、これについて、あ、すばらしい、同意したというわけじゃないです。例えば、イベントなんかでも、区長が挨拶しました。区長の意見

で、ああ、すばらしいといって、みんながみんな拍手するわけじゃなくて、つられてというのもあるんですよ。それをちゃんと検証もしないで、何かみんなこれは賛成なんですね（発言する者あり）というふうに言うのは、ちょっと何かあまりにも都合がよ過ぎるんじゃないですかね。そこは、どういうふうに考えていらっしゃるんですか。

○原川麴町地域まちづくり担当課長 まず、すみません。こちら、模型についてというのは、全体に係るというふうに捉えて書いたつもりではないんですけれども、地区計画について丁寧に説明してくださいという要望でございましたので、シンポジウム内、2回、3回、4回の機会を捉えまして説明をしたというところでございます。

なお、おっしゃるとおり、模型を使ったのは3回目と4回目ということで間違いございません。

続きまして、区の今回ご意見というのは、もちろんまちづくりのことでございますので、100人中100人いたら全く皆さんが同じ考えになるかということではないというのは、区としてももちろん承知してございます。ただ、今まで地区計画を変更したときの当時、2年前になりますか、そこで地域を二分していた状態からはかなり脱出して、意見の幅というのかなり収まってきたかなというのが区の考え——捉えてございます。

以上でございます。

○岩田委員 それは、皆さんの心配事は、もう大きく分けて、これ、これ、これというふうに狭まるのは分かりますよ。でも、だからといって、二分が解消したわけじゃないです。その肝腎なところが解決していないんで、ずっと二分しているんですよ。実際に、お祭りなんかでいろんな方とお会いすると、やっぱりこういうふうに僕は反対していると、何だ、おまえと言われますし。だから、そういうのも、別に、いや、番町を悪くしようと思っているわけじゃない。みんな住みやすくするためにと思っている。でも、やっぱり、中には、中にはですよ、マンションの建て替えのときに、こちら辺もみんな容積率をアップしてくれたら持ち出ししなくて済むんだというふうに実際に公の場でおっしゃられた方もいらっしゃった。いろいろ考え方はあると思うんですけども、でも、だからといって、これ、解決はしていないですよ。

さっきの模型の話と拍手の話なんですけど、これは訂正していただけますか。2回は、まず模型を使っていなかったんだから、これは資料として間違いですよ。でも、2回、3回、4回はといって、その後、模型を使ってと書いてありますけど、間違いなんで、これは訂正してください。その拍手のところも、再三にわたり、拍手があった、拍手があったと、そればかり言うんですけども、みんながそれを同意したわけじゃないというのも、ちゃんとそこは訂正してほしいんですよ、そこばかり言うんで。

○桜井委員長 岩田委員、模型の使用については、さっき答弁……

○岩田委員 はい。でも、これは残っちゃっているんで。

○桜井委員長 ですから、先ほど、そういうことではない、違いますって。3回と4回のときに使っていますと。2回には使っていないということをさっき答弁で言っていますから、そこは訂正できていると思います。

その前の会の雰囲気二分されているのか、皆さんが納得したのかというところについては、もう一度答えてもらいましょう。ただ、これは、人によって受け止め方というのは違うから、一応、岩田委員としてはこうだということとはまた後で言ってください。言って

ください。

じゃあ、そのところのところ。

○原川翹町地域まちづくり担当課長 今回、ご意見を伺いました。まず、今回、第4回番町シンポジウム内で日本テレビさんが要望事項への回答をされたかと思います。9項目です。こちらは、今まで皆様からの心配事を取りまとめさせていただいて出したものでございます。そちらについて、今回、9項目中、全ての項目において、ちゃんと日本テレビからは回答がなされた点というところをもちまして、かなり皆様からのご意見というのは日本テレビも真摯に受け止めて、計画内に落としていただいたものと思っておりますので、今回、当日、番町次世代シンポジウム内でも、そのような批判的な意見が多かったかという、私はそうではないと思っていますが、先ほど来申し上げているとおり、こちらの地区を二分するような状態というのは脱したものと区としては捉えてございます。

以上でございます。

○岩田委員 委員長が先ほど模型のところは訂正したというふうにおっしゃったんですけど、それは確かに訂正していただいたんですけども、これは、もしもホームページとかに出すときには、ちゃんと訂正版でやってくれないと、訂正していただかないと、2回、3回、4回は模型と書いてあるんで、ここはちゃんと訂正してホームページに出してください、出すときは。というのがまず1個、まず1個。

何ですかね、全てにおいて日本テレビが答えたって、いや、答えたら、こんなに陳情が出ますかね。ちゃんと話し合える場を持ってください、持ってくださいと、皆さん思っているんですよ。実際にまち場でも言われますし。ということは答えていないんですよ。言ったのかもしれないけども、それは皆さんがちゃんと答えたねと思うほど答えていない。上辺だけなんです。だから、引き続きやってくださいと言っているのに、早期周知条例とか制度に基づくものって、いやいや、これでやったらですよ、当日、こういう条例に基づいて、そういう制度に基づいて話し合いをしました。すみません、お時間ですからとか言って、打ち切れちゃうんですよ。そういうのもないところでじっくり話をしたいんですよ、日本テレビさんと。日本テレビさんの、数字が出ないと分からないとか、いろいろ言っていますが、例えば、塔屋のところ、一番上に塔屋があるじゃないですか。塔屋は建築基準法に入らない。じゃあ、塔屋の下部分は高さ何メートルなのというのもまだ出てきていないじゃないですか。で、これでシンポジウムは終わりというのはどうなんですかね。まだ引き続きやっていただかないと、とてもじゃないけど納得できないです。

○原川翹町地域まちづくり担当課長 まず、1点目の模型についてでございます。こちらは、先ほど来申し上げておりますが、文書としては、基本計画について説明してほしいということに対する回答でございます。基本計画については、第2回、第3回、第4回のシンポジウムを通じて説明してございますよと。また、模型等も用いて説明しておりますということで、模型等を用いたというのは、全部、第2回、第3回、第4回にかけて書いているものではないんですけど、確かに分かりづらかったというのはあろうかと思いますが、こちら、訂正の必要はないかと考えてございます。

続きまして、今ご質問ございました今後の話し合える場というところでございますが、先ほど来申し上げておりますが、そのような区の条例であったり、東京都の条例に基づく説明というのが今後ありますので、そこで、地域住民と事業者が適切に対話が図られるも

のと、それで、そこを使っていただくというふうに考えてございます。

○岩田委員 まず、模型の話、でも、あれですよ。これは、確かに分かりづらいというのをお認めになったじゃないですか。だったら、ここの空欄があるんだから、これがいっぱいいっぱい書き切れないというんだったら分かりますよ、まだ。まだ百歩譲って。でも、これだけ空欄が空いているんだから、括弧でもして、模型の使用は3回と4回と書けばいいじゃないですか。そういう誤解を招く可能性があるというんだったら、それだけの話ですよ、まず。

あと、さっきの早期周知条例でそういうのをういまして、何だ、説明をしていきますと。いや、そういうのをするからいいんじゃないくて、その前に話をしてほしいという陳情がたくさん出ているんですよ。それは、もう早期周知条例とかのそこまで行ったら、もうおしまいなんですよ。もう——あ、首をかしげていらっしゃるんですけど、実際、何度も経験していると、もう、すみません、今日はお時間ですので、会場の都合もありますので、と切られちゃうんですよ。そういうんじゃないくて、皆さんの心配事をちゃんと解決できるようにやってほしいんですよ。（発言するものあり）

その、さっきも言った、まず、1回目は、日テレのことは話していないとか、4回目については、ただポストイットなだけで、受け答えができていないとか、住民と日本テレビとの。だから、やってくださいと言っているんですよ。実際に要望書でもあるじゃないですか。そういうのをやってくださいねと。で、これで心配事が解決されたなんて、とても言えないんですよ。なのに、区は、いや、そういう制度に基づいてやります、だから、このままですと。だって、今までも基本計画が出てからやりますと言っていたんだから、出た今、これからなんですよ。今、スタート地点ですよ。ここから話し合いをしなければならぬのにも関わらず、いや、もう、あとは制度に基づいてやりますというのは、それはちょっと乱暴じゃないですかね。

○桜井委員長 先ほど来からの模型については、区の考え方というのは先ほど答弁として出ています。それに対して、岩田委員は違うんじゃないのという形で言っていますけども、一応、やり取りの中では同じようなことで答弁が出ていますので、そのところについては、先ほど、今、質問の中でご自身の考えを言っていていただいていますから。それと併せて、このシンポジウムについても、十分なのかって、十分じゃないでしょうということですよ。そのことを、先ほど一番最初のときからずっとこのことを言われていらっしゃるの、意見としては、今、岩田委員から頂いたという、この2点について、繰り返しになってしまいますので、議論については一応そういう整理をさせていただいて、これは、今日は陳情審査なんで、同じことをやるんでなくて、一応、取りあえず区としての考え方は述べられていますから、述べられていますから、この件については次に進みたいんです。ね。

（発言する者あり）

ほかにありますか。

○岩田委員 いいですか。

○桜井委員長 えっ。今の件はそういう整理をしましたよ。

○岩田委員 はい。整理していただいたんですけども、委員長……

○桜井委員長 同じことを繰り返さないでね。

○岩田委員 ですから……



○桜井委員長 はい。岩田委員。

○岩田委員 区は、模型の話は分かりづらかったというのを認めたわけですよ。だったら分かりやすく書いてくださいねと言っているだけなのに、いや、やる必要はありませんと。いや、それは、自分の言っていることとやっていることが違うんじゃないんですか、それは。だって、分かりづらいですねと思ったわけですよ。だったら、それは直さないと、というところなんですよ。実際にお認めになられたわけですからと思います。

○桜井委員長 ちょっと休憩します。

午前11時03分休憩

午前11時05分再開

○桜井委員長 委員会を再開します。

麴町地域まちづくり担当課長。

○原川麴町地域まちづくり担当課長 こちらの文章でございますが、地区計画の説明をしてくださいということでございまして、こちらにつきましては、第2回、第3回、第4回のシンポジウムを使って説明いたしましたという文章でございます。また、その中で、模型等も使いながら説明も行いましたということで、全部、第2回、第3回、第4回で全て模型を使ったという文章にはしてございませんので、ご理解いただければと思います。

○桜井委員長 はい。

ほかにありますか。

○小林委員 まず、今回の陳情で、陳情の1に6月7日の次世代シンポジウムに公表された日本テレビによる基本計画内容を早々に全戸配布のチラシ紙面及びホームページにより地域住民に知らせていただくことという陳情がなされて、議会に出されたんで、これは行政としてどう考えているんですか。やろうとしているんですか。やらないんですか。

○原川麴町地域まちづくり担当課長 今の陳情でございます。公表していただきたいということが趣旨だと考えてございます。でございますので、これは、やり方のほうは区の手段として選ばさせていただきますが、区のホームページにて公開してございますので、陳情どおり対応させていただきました。

○小林委員 そこは、「及び」という、その前の全戸配布のチラシ紙面とか、チラシ、紙面で紙で配るのはどうだとしているのは、それはどうするんですか。

○原川麴町地域まちづくり担当課長 公表自体というのは大事なことでと考えてございます。ただ、手段につきましては、今、区が持てる手段のうち、区のホームページという手段を使わせていただいたというところでございます。

○小林委員 ホームページというのは積極的に見に行かなくちゃ駄目なんで、それが困るから紙と言っているんで、それは、区はそんな判断しちゃ駄目なんですよ。それは、手段としてあったら、紙を全戸配布はできませんが、例えば出張所に置きますとか、そういう回答しないと、陳情を受けて審査しているのに、一方しかやりません、はい、分かりましたとは言えないのよ。だから、その文にすれば、全戸配付はいろいろな面でできないかもしれないけれども、この内容については紙面でちゃんと出張所、地域の方が見れる出張所が、僕は前から言っているんだけど、興味のある人は取るんで、風ぐるまに乗っけておくとか、そんなのを含めて、いろいろな方法があるんでしょうけど、全戸配布に近いような、全戸配布ができないのであれば、全戸配布に近いような形で、例えば、本当に出張所に置

いておいたりすることが紙ベースでできないかということなんです。

○原川麴町地域まちづくり担当課長　今回、ホームページに載せたというのは、全戸配布するときに来れない方もいらっしゃるかと思いますので、今後の議事要旨だったり、資料についてはホームページに出しますという周知はしてございましたので、それを使って、周知はしたものと考えてございました。ただ、小林委員おっしゃるように、ほかの手段も考えられないかというようなご指摘かと思いますので、ちょっと前向きに検討してまいります。

○小林委員　前向きにお願いしたいと思います。

それと、2番目は、前向きに話し合える場を継続してほしいと。先ほどシンポジウムは終わっちゃった。で、どういう形でやっていくかというのはあるんだけど、ここの陳情って、こういう場をつくってくれ、つくってくれ、つくってくれと言っているわけですよ、ずっと、陳情では。話合いの場をつくってくれ、つくってくれと言っているんで、要するに、どうやってつくるかというのは、今、日テレに投げられているものなんだけど、そこに千代田区が入るとというのは、12月7日、去年の12月7日でも確認しているんだけど、あなた、新しくなったんで知らないと困るんで、もう一度、課長が替わっているんで、12月7日の区がつくった二番町計画検討ステップというのをご存じですよ。その中の今現在は、今までの議論では、日テレさんから基本計画が出ないと話が進まないというところで、待ちましようということに待っていたんですよ。そしたら、日テレさんから出てきたというところは、ここでやっと議論の緒に就いたんです、委員会も。緒に就いたのに、そここのところを先ほどの早期周知案に持っていかれると話が変わっちゃうんで、日テレの場合は、今までの千代田区が関与して与件整理をしながら、与件整理の中で、千代田区議会も、報告も含めて、基本計画の中、これは6か月以上やるんだけど、中でこの与件を整理していきますというのが基本なんでしょう。そのためには、場をつくるのは区なんです。日テレがこうやって「どうぞ、来てください」と言ってくれればいいんだけど、なかなか日テレも難しいでしょう、場をつくるのが、いろいろな人もいるし。やっぱり区が総合調整者なんで、日テレが今のこの時点で、与件整理の中でできる、できないはあるんです。それはしょうがないんです。形のあるもので、規制のあるもので、基準法の中でやればできないこともあるんです。だけれども、話合いは場をつくって、これはできる、できないというのをしっかり分けていって、理解していただかなくちゃいけないんですよ、賛成する人も、反対する人にも。その場をつくれというのが千代田区のつくった検討のステップなんです。

それで、千代田区として、そういう場をつくることができますかということなんです。これは、その場をつくってくださいという陳情なので、またすごくいいことが書いてあって、住民自身が考えていく絶好の機会と受け止めている、肝要だと。住民が考えてくれるというのは非常にいいことなんです。自分のまちは人に任せらんじゃないんです。自分のまちは自分たちで考えていきます。その考えは一つではありません。いろいろぶつかることもあるんですけど、そこで場を持って話し合うことが大切なので、その場を設けてくださいね、千代田区さん、と言っているんですよ。日テレさんにもお願いしているんですよ。ということなんで、この場をつくるという陳情なんで、その辺については、どう対応していくのか、お答えいただきたい。

○原川麴町地域まちづくり担当課長 今、委員ご指摘ございましたが、まず、区に求められていることといいますのが、先ほど来申し上げているとおり、場づくりということではなく、今、地域が二分している状態、こちらについて融和を図ることというのが区にまず求められていることと認識してございます。そこで、今後——今回基本計画が出ましたが、ここまで先ほどからどのような対応をしてきたかということで、ちょっと説明させていただきましたが、基本計画が出るまでに、かなりここは区といたしましても丁寧に与件整理という形でやらせていただいたものと考えてございます。このため、今後、また地域と話し合う場というのはもちろん重要だと思っておりますので、そういった場として、区は、ほかの自治体になような条例ということで、早期周知条例というのを持ってございますので、そういった場が地域と事業者が話し合える場だと考えてございますので、そこで引き続き対話というのは図られるものと考えてございます。

また、こちら、区の公共施設整備ではございませんので、民間の開発でございますので、もちろん地域が考えるということではございますが、民間の開発でございますので、もちろんできるもの、できないものというのは、地域の方が要望してできるものというものは公共の施設整備ではございませんので、なかなか限られてくるんじゃないかなというふうに考えてございます。

○小林委員 基本的な考え方が、私たちというか議会が指摘したものと全く違いますね、それだと。早期周知条例には行かないんです、まだ。要するに、今やっていることというのは、区が地区計画を変えて、その地区計画に対して、都市計画審議会で附帯決議がついて、区も要望書を出してやっている。そういう流れで来ているんだから、その流れに乗っていかないと駄目なんです。そうすると、早期周知条例の前にやるのがたくさんあるんです。場をつくれというのも、それは意見を——先ほどから僕が何回も言っているのは、民間のやることで、これは建築基準法に基づいてやることで、できることとできないことがあるのは当たり前なんです。そこを、どれができなくて、どれができてという歩み寄りをやるのが話し合いなんです。その話し合いの場をつくってくださいねと言っているのに、それはつくらん、それはつくらん、早期周知条例でやりますという、何にも解決しないで、早期周知条例まで行っちゃうんです、見えない形で。それを見える形にしましょうねという、この陳情もお願いなんです、場をつくれと。場をつくるというのは見える場所にするということですよ。役所と日テレだけでやってくれなんて言っていないんですよ。千代田区が特別、住民を呼んで聞いてくれればいいけど、そういうことだけはできないですよ、千代田区がやる事業じゃないんで。千代田区がその場をつくってあげるということしかできない。要望することはできますよ。要望も既に区長が出しているんですから。

そこは後で質問しますが、その部分も、この前指摘したけれども、どこで答えていくのかというのが見えていないんです。全部、要するに、いろいろな課題がありましたよね、基本計画を出した時点で。それを整理したいんです。それを整理したいために、いろいろな意見を申し上げたんです、前回。もう一度コアになる部分を申し上げますけど、その辺を整理して、どれだけ日テレさんが事業者として、要するに取り入れられるのか、取り入れられないのかというのを決めなくちゃいけないんです。その辺の整理をしないと、前へ進みませんよ。進んでも、これは反対だとか、まさに二分することになっちゃうんですよ。二分をさせないためには、理解していただくような話し合いの場とか聞く場をちゃんとつく

って進めるということなんですけど、その辺はお分かりでしょうか。

○原川麴町地域まちづくり担当課長 まず、最後にご質問ございました、どこまで取り入れられるかということでございますが、基本的に、こちら、地区計画で決まっておりますので、ここが絶対やらなければならないマストのものだと思ってございます。それ以上につきましては、日本テレビさんがどこまでできるかというのはご判断いただくところになろうかと思います。ただ、それに当たりまして、基本計画をつくるに当たって、今まで様々、区も汗をかきながら、丁寧に与件整理というのをしてまいりました。こちらで皆様から出たご意見、心配事、こちらはかなり丁寧にやったと記録でも読んでございますが、こちらを取りまとめて、区の要望書として日本テレビのほうに12月17日に出してございます。そちらについての回答も含め、基本計画に反映したものが6月7日のシンポジウムで出てきたものと考えてございます。

○小林委員 細かい話をやりますけど、前回、私が指摘した中で塔屋の話です。塔屋については、建築基準法上、高さに含まれないんですね。だけど、地区計画の中で高さを決めているでしょ。それに反していますよ。だから、その辺というのは整理できていますか。いや、だから、これは決まっていないんで、駄目ともいいとも言えないんだけど、地区計画の中では高さを決めているでしょ。そういうことも整理ができていますか。

○原川麴町地域まちづくり担当課長 先ほどのご質問は80メートルの高さということだと思いますが、こちら、当初のまだ基本計画前の計画では、塔屋が8分の1以下の面積であれば、建築基準法上、高さに含めなくていいよという建築基準法がございますので、それにのっとって、当初は案があったものだとして認識してございます。

○小林委員 今日は持ってきていないんだけど、地区計画で高さは制限していない。86メートルになっているんだよ、今、こちらの提案だと。高さは80メートルなんだけど、塔屋を入れると86メートルになっているから。それは、塔屋については決まりがないので。けれども、地区計画、千代田区の地区計画の中で、塔屋の高さを決めているでしょう。それは、ちょっと条文、地区計画の条文を出さないと、今、持っていないんで分からないんだけど、その辺も含めて、塔屋の部分についてはしっかりしないと。塔屋って、非常に高さそのものなんです。こういう、今、この前示された、図面上でいくと、建物そのものなんです。ただ、機能がなくて。影をつくる機能があるだけで。見せないということだけで、その辺も非常に大切な部分なんで、その辺は一度整理しないといけないんで、お願いしたいんです。

○飯塚まちづくり担当部長 ただいまの小林委員のほうから建築物の高さに関するご質問を頂いたところでございます。先ほど担当課長のほうから答弁させていただきましたけれども、建築基準法の中の定義で、塔屋部分が全体の建築面積の8分の1以下であれば、当該塔屋部分の高さというのは、計画している建物高さに含まないという規定がございます。ゆえに、先ほど委員おっしゃったような部分というのは高さに含まないという整理になってございます。これは、千代田区の地区計画でその部分の記載はないんですけれども、これは地区計画を本区のほうで条例化していますので、それによって、建築基準法と関係するというような結びつきになってございますので、その部分については全くそごがないというふうに認識してございます。

○小林委員 もう一度見ますけど、地区計画には、たしか、今持っていないんで、ちらっ

と見たときは、初めのうちはクリアしているんだけど、なおかつ、高さの規定を入れていたはずなんで、それは入れているでしょう。入れているでしょう。

○桜井委員長 はい。じゃあ、ちょっと確認をしましょう。

まちづくり担当課長。

○原川麴町地域まちづくり担当課長 地区計画内にその内容も入れ込んでございます。ちょっと読み上げます。建築物等の高さの最高限度 1、建築物の高さ（階段室その他これに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の 8 分の 1 以内の場合においては、その部分の高さは 12メートルまでは当該建築物の高さに算入しない）というところでございますので、今、部長が答弁いたしましたとおり、面積の 8 分の 1 以下の塔屋であれば、高さ 12メートルまでは高さを含めませんよというのが建築基準法にもあるんですが、それをそのまま地区計画にも落とし込んでございます。

○桜井委員長 12メートルって、大きいね。

小林委員。

○小林委員 それで、違反とか違反じゃない、違反じゃないのは分かっているんだけど、僕の質問は、たしか何か入っていたと思っていた、そうなんだよね。違反じゃないんだけど、塔屋というのは影をつくるんで、けども、周りの住民にとっては日陰になるだけのものなのよ。だから、それについては話合いの土俵に乗るはずなんで、それは指摘していたんです。は理解いただきたい。それはいいです。それは答えても、同じ答え。

それと、もう一つ、この前の中で指摘した中で、高さの問題じゃなくて、区と日テレだけではできないやつで、交通、バス停対策。これについては、日テレ通りが幅員が限られているので、住民から都バスの停車時、車両の擦れ違い時に渋滞が発生するという声が寄せられておりました。それについて、交通量が人流の増加が見込まれる、現行のままで十分対応できるかどうか、これができて。現行のままでできるか。指摘もあったんで、バスベイ、歩道を一部切り込んでバス停停車帯を設置する方式が取れるのか、取れないのか。これは、交通管理者と千代田区と日テレ、三者がやらないとできないんだけど、そういう点というのは、今からやらないと解決ができないんで、その辺、この前、ちょっと指摘をしていたのが薄かったんで、確認をしたいんです。

○原川麴町地域まちづくり担当課長 まず、最初の塔屋部分は、前回の委員会でもご指摘ございましたので、いろいろな工夫で下げられたりだとか、圧迫感がないようにということをお願いしておりましたので、早速、日テレのほうにはそれは伝えてございますので、ご安心いただければと思います。

続きまして、交通環境につきましてでございます。ご意見で、あそこはバス停でちょっと混雑するというのも伺ってはございます。それに伴いまして、日本テレビの基本計画内で、交通量についても環境影響調査をしてもらってございます。一応、そちらの回答としましては、流量的には問題ないという回答でございましたので、今々、こちらにつきまして、歩道を切下げ等して停留所等を設けるというような考えはございません。ただ、今後、またちょっといろんな開発等の影響であちらがすごい渋滞等になった際には、そんなことも検討していかなければならないものというのは認識してございます。

○小林委員 それこそスタートしてみないと分からない話なんで、これは課題として持っておいていただきたいと。

もう一つは、この前も指摘したんですけれども、さっと何か流れちゃったみたいなんで、もう一度確認しておきたいんですけど、地下鉄通路、地下鉄通路の話で、地下鉄通路の拡幅を取りやめましたよね。

○桜井委員長 うん。

○小林委員 取りやめましたよね。この、取りやめたことに対する表層調整——変更してやるのは容積12%の部分ですよ、減することが示されたんで、それはそれなんですけれども、地下鉄の通路幅員が地域からは期待されていた。幅員が広がるんじゃないかと、地域から期待されていた。だけど、それが容積率12%減らすことで代替されちゃった。この変更で、この前から指摘していた部分は公共的效果、要するに、容積率に替わっちゃった部分と幅員を広げなかった部分の評価というのが本当に代替できたのか、それで。要するに、何か聞いていると、容積率に替えちゃえば、幅員は取らなくていいよといったときの効果って、容積率は見えないんだけど、中に入っちゃうから、幅員というのは見えるもんなんですよ。幅員が減っちゃう、幅員が広がらないというのは。それが本当に広がらないで、容積率に替わったということで、要するに、代替できているのかというのは、生活者としては気になる場所なんですよ。容積率に替わっちゃうというのは見えないですよ。容積率12%減らしたというのは見えないんですよ。だけど、幅員が広がらないといったら見える。その辺のことをやっぱり区として十分だと思っているのか、それをどう判断しているのかというのをしっかり整理しないといけないと思うんで、お答えいただきたい。

○原川翹町地域まちづくり担当課長 まず、第1点目の地下鉄拡幅工事の容積率につきましては、こちら、積み上げ方式のときに、あちら、日テレの提案としては、こちらは69%ほどのものになるんじゃないかというふうに提案で積み上げてはっております。ただ、こちら、全部積み上げて778%という、もともと地区計画をつくるときにあったんですけれども、こちらは全額を見ているわけではなくて、こちら、容積率は皆さんご存じのとおり、700%でございますので、こちらは69%をそのまま見たという考えではございません。こちらは、基本的には、施設の面積というのが、こちらの整備する面積というのが基本的な容積の考え方になりますので、こちらとしては12%というのが地区計画内で決定されているものでございますので、まず、それを使ったというものでございますので、地区計画をつくったときの考え方としましては、こちらについては、自分のところの敷地ではないので、できないことも十二分に考え得るところがありますので、できなかった場合につきましては、12%減じなさいよというような地区計画でございます。

続きまして、こちらは、そちらを使っていたかくので、地区計画内に書いてあることなので、そちらを使っていたかくということで、まず問題はないんですけれども、ただ、区としてちゃんとその辺はチェックしたのかというご指摘かとございます。もちろんさせていただきました。前の委員会でもちょっと述べさせていただいたんですけど、まず、こちら、2.8メートルというところで、今後開発されるときに人数だったりも鑑み、プラス、一番ピーク時というのも今現在のピーク時等もチェックしていただきまして、それを含めてもサービス水準Aは取れるというところはチェックしてございます。ただ、こちら、区だけの判断というところでは怖いところがございますので、今回、ファシリテーターにも

なってもらっています教授、こちらはそういったところの専門家でもございますので、ファシリテーター、コメンテーターの東大の教授にも確認していただいて、サービス水準Aというのは間違いないねというようなところは確認させていただいたので、我々、地区計画にある内容でございますので、許可するような権限ではありませんけれども、チェックさせていただいたというところでございます。

○桜井委員長 はい。まだありますか。

小林委員。

○小林委員 それで、細かいやり取りをやっている中で、お答えが欲しいんですよ。質問した中で、委員会で投げたもんで、先ほど塔屋の部分もそうなんですけど、ずっと進まないで、変化があった、指摘したもので変化があったら報告をお願いしたいんですね。

それと、もう一つ、二番町計画の検討ステップ、これは非常に大切なこと、ずっと何回も出してきたもんなんで、そのどこに今いるのか。与件整理をやって、基本計画が出ました。基本計画は、6か月以上だという計画なんですよ、6か月以上やると。そこで、基本設計に入ります。基本設計は1年かけます。その間、与件整理をしながら協議をします。協議をします。ここの協議が非常に大切なもんで、それは前の部長がずっと答弁なさっていた基本計画が出てこない、具体的にお話することができないということで、出てきました。それで、今、先ほども陳情が出まして、ホームページにも載せました。載せました。それから、紙でやるのも工夫しますといったときに、基本計画の内容がやっとまちに出ていくわけですよ。このシンポジウムに来ていない人とか、その他の人で意見のある人とか考えている人のところにも行くと。そうすると、また新しくいろいろな知恵が出てきたり、要望が出てきたりすると思うんですね。それを受けて、基本計画に反映していくのがこの与件整理をする中の6か月なんです。その認識が、区がこれはつくったステップなんで、これも日テレさんも理解いただいているはずなんで、この部分をしっかりやらないと、この基本設計に行ったときに、もう変わりませんとなっちゃうんで、全てが。ここの認識は、協議の認識は、これは2文字で協議と書いてあるんですけど、ここの部分が非常に大切な部分なんで、この辺を区としてしっかり整理して対応していただきたいと思うんですけれども、いかがですか。

○原川翹町地域まちづくり担当課長 今、委員おっしゃられたこと、大事なことだと思っております。今回の第4回シンポジウムでも、今回出た基本計画の実効性について問われる質問がございました。要するに、この基本計画が出たけれども、これについては何の担保もございませんので、ここをちゃんと実施設計に、要するに、今、ちゃんと下げますよとか、こういう形にしますよというすばらしいことをおっしゃっていただいています。こちらを区としても協議といいますか、せっかく基本計画ではこうしたけど、実施設計内ではまた元に戻ったら意味がございませんので、そこについては、区としても様々な許認可のところがございますので、そこでチェック等をしてまいるといふふうに考えてございますので、引き続き対応してまいりたいと考えてございます。

○桜井委員長 そうだね。

ほかにありますか。よろしいですか。

岩田さん、まだありますか。

○岩田委員 先ほどのところで、第4回のところで、さっきのとちょっとかぶっちゃいま

すけども、拍手がというようなところがあったじゃないですか。それで融和が図れたみたいないなふうに言って、だまされたみたいないなふうに言っている方が僕のところにメールが来ました。そんなことは全然言っていないのに、何を言っているんだ千代田区は、とお怒りのメールです。また、さらにちょっと別の方、インターネットで見たんですかね、この委員会を。この前回の環まちの第4回番町次世代シンポジウムの報告で、手を挙げて話し始めたら、参加者が帰り始めたということを言った区議がいたと。その方は非常に怒っていらっしゃいまして、うそをつくなと。そんなことはないだろうと。それは、終了予定時刻が大分過ぎていたので、既にばらばら帰り始めていた。知り合いの方も何人も予定があったので終わる前に出たと言っていた。で、1名の方が挙手をした後に、2名の方があの人は勇気を持って手を挙げたんじゃないか、挙手されたのじゃないかというふうに援護する発言をしたと。だから、発言する人がいたから帰り始めたというのは間違いだろう。そういう作り話をするなというお怒りのメールが来たんですね。だから、それを、何ですか、あそここの場で、第4回の場で、皆さんの、何だ、融和も図れたとか、話合いはもう十分だみたいなのがちょっとおかしいと思うんですね。

さっきも言いましたとおり、基本計画は出るまで、出るまでと前の部長がずっと言って、シンポジウムは、言い方があれですけど、やらせなかったんですね。分からないからって。シンポジウムはできないって。基本計画が出てからじゃないとと言っていたのに、今度は、基本計画が出たら、いや、シンポジウムはもう十分です。あとは、早期周知条例で制度に基づいてやりますというので、これもまただまされたというふうなことを言っている方がいらっしゃいます。だから、まずはここがスタートラインなんだから、ここで新たにやるべきなんじゃないかという話です。

先ほど小林委員もおっしゃっていましたが、区がそういう場をつくってくださいねという話なんですよ。でも、それをやる必要がないと一方的におっしゃるんですけども、そういうところもまた区を二分しているというふうになるんじゃないですかね。そこはどういうふうにお考えなんでしょうか。

○小野委員 関連。

○桜井委員長 はい。小野委員。

○小野委員 今の岩田委員のご発言は、私に対する苦情が来たのかなというふうに思います。私は申し上げました。そもそもアジェンダにない、いわゆる進行になかったわけですよ。手を挙げて、その方が当てて、マイクを握れるというのがある前提だったらいいんですけども、それがなかった。確かに時間もかなりもう時間を迎えて、そろそろお開きかなというときだった。それは自分の書いた付箋の意見が取り上げられなかったからというようなご意見でした。それはそれでいいんです。だけど、私が前回申し上げたことは、帰った人がいたのは事実なんです。それが理由を確認できた方も確認できなかった方もいますので、皆さんが一概に帰った理由が同じとまでは言っていません。ただ、帰ったという事実を捉えて、あ、これからも続くのかなと。もう時間になったんだからとか、いろんな理由であのタイミングで帰り出したというのは事実なんですね。そのマイクを握ったことがいい悪いと言っているんじゃないんです。進行上なかったことが突然来て、そして、そこから何となくまたリスタートのような感じになってしまっているような雰囲気になってしまったんですね。ということであれば、まずは、どういう進行で進めます、例えば、マ



イクが回りました。マイクがまた2人、3人と渡った。それ自体が私は悪いとは言っていない。ですけど、そこも含めて、しっかりと議事進行することが必要なんじゃないかということです。

最後まで見届けてから皆さんがお開きになる。これが一番シンポジウムとしてはいいわけですよ。ただ、あそこに予定外のことが入ってきた。このことを言っているわけですから。それをそのようにうそを言うなということがメールで来たということであれば、私、その方に直接お話ししても結構です。私、一番後ろで見ておりましたので、まず、そこは区の答弁とは違うところですので、私のほうから意見として申し述べました。

以上です。

○桜井委員長 はい。向こうの第4回シンポジウムの中での会の運営等については、私もその場にいませんでしたので、出席もしていませんから、分かりません。どんな状況だったのかというのがよく分かりません。ただ、先ほどの小林委員から継続している区民に対する説明を今後どういうふうにしてやっていくのかという、先ほど基本計画という言葉が出たのと、それと実施設計という言葉が出ていますよね。その間の中で、説明、何らかの説明、議会としてもいろいろと報告を頂くことももちろんあるでしょうし、それ以外のことについてはまだ決まっていないところなんでしょう。今後の中で、要は、区民に対して十分な説明ができるようなお考えを持っているのかどうかということも併せて、ご答弁を頂けますか。そここのところは大切なので。それが会の中でどういうふうに扱われたのかということについては、申し訳ないんですけども、ちょっとこれ以上お話しすることができないので、これまでにします。執行機関のほうからは、再度になりますけども、これは部長に答えていただく、まちづくり担当部長に。区民に対して、しっかりとこれからも十分な説明をしていくんだということのお考えを区としても持っていて、事業者それぞれを求めていけるのかどうかということとはしっかりとっていただきたい。

○飯塚まちづくり担当部長 先ほど来のご質疑いただきまして、ちょっと気になった部分を先に答弁させていただければと思うんですけども。やっぱり本区の定めます、いわゆる早期周知条例、私も、手元で、今、手引なんかも実は区として公表していますので、その部分を読んでいたんですけども、まさに一定規模の建物について、建築主と地域関係者等の相互理解を深めることで、地域における生活環境の維持及び向上並びに建築行為の円滑な推進に資することを目的とまさにされてございます。こちらでございまして、いわゆる建築確認のときに、標識設置、お知らせ看板が立ちますけれども、さらにその60日前に標識、この早期周知条例に係る標識を設置しまして、建築主に説明を義務づけているわけですが、この手続によりまして、建築主は地域における生活理解について理解が深まり、地域関係者等は建築計画について早期に理解していただけるものというふうの説明してございます。さらに、建築計画におきまして、説明、周知を行っていく過程で、建築主と地域関係者等が共に地域の生活環境の維持及び向上について考えていただければというふうに前文で説明してございます。私の認識といたしまして、まさにこの手引に示している区の考え方が表現されているというふうに認識してございます。

一方、こちら、これまで4回続けて開催されてきましたシンポジウムでございまして、やはりこの4回のいろいろお話し合いも含めて。やはり与件整理というところに関しては、具体的に取りまとめられて、区から要望書という形で事業者のほうに提出し、

さらに、それに対して事業者のほうから区に対して回答が示されたということに関しては、大変な成果だというふうに思っていますし。ただ、基本計画自体も、これは計画自体が本当に実現するものなのかどうなのか、先ほどの建築物の高さの定義の話もありまして、そもそも法律上合っているのか、合っていないのかというところの確認も含めて、やはり次のステップに進まないと、実際、実現可能性も含めて、我々区としても確認ができないという状況もありますので、ちょっと答弁が長くなりましたけれども、本区の条例を活用しまして、ある種お話し合いの場にもなると思っておりますけれども、条例の運用について適切に努めてまいりたいというふうに思っております。

○桜井委員長 はい。ありがとうございました。

以上で、質疑を終了したいと思います。

まだありますか。

〔挙手する者あり〕

○桜井委員長 どちらのほうが先だったの。岩田さん。

岩田委員。

○岩田委員 すみません。部長、それだと、ちょっと話が違うんじゃないですかね。先に進まないと、って、今までは基本計画が出るまで、出るまでと言って、ずっとシンポジウムをやっても意味がないからみたいなの、前の……

○小林委員 意味がないとは言っていない。

○岩田委員 意味がないとは言っていないですね。すみません。駄目だと。基本計画が出てからじゃないと分からないから、分からないからと、ずっと前の部長が止めていたんですよ。でも、じゃあ、出た途端、いや、早期周知条例を使ってやりますからと。いや、そうじゃなくて、ちゃんと住民と対話をしてくださいねと言っているのに、いや、そういう場はつくらないで、この条例があるからこれでいいでしょうというのは、ちょっと乱暴なんじゃないかなと思うんですよ。ちゃんとそういう場をつくってくださいという陳情もこれだけ出ているじゃないですか。だから、区民は、そんな条例に基づいた制度なんて、そんなのは求めていないんですよ。もっと丁寧に——あ、まだちょっと分からないって首をかしげていますけども、いや、そうじゃないですよ。住民はもっと丁寧に話し合いをしてくれと言っているのにもかかわらず、いや、これは条例があるんだから、これでやりましょというの、ちょっと乱暴だと思いますよ。

○飯塚まちづくり担当部長 丁寧か乱暴かという話もありますけれども、少なくとも基本計画というものが第4回のシンポジウムにおきまして事業者より示された。それについて、まさに第4回のシンポジウムの場で、ワークショップ形式というんでしょうか。ああいった形で話し合いの場が設けられたということに関しては、やはり委員のご指摘の部分が、この第4回のまさにシンポジウムにおいて、何というんでしょうかね、説明というか、お話し合いの場が図られたというふうに認識しております。ですので、このシンポジウムを引き続き開催することで、何か基本計画の説明を繰り返しさせるというよりも、基本計画自体のやはり実現性というものを私ども区、行政としては確認する必要もございまして、そういう意味においては、条例に基づきまして、手続を進めてまいりたいというふうにご答弁したところでございます。

○岩田委員 先ほど僕が言った塔屋を除く高さの数字すら出てきていないのに、そのまま

先に進みましょうというのはおかしいでしょうという話なんですよ。そういうのもちゃんと出して、皆さんの心配事とかも解決してからなんじゃないんですか。皆さん、まだまだ心配しているんですよ。二分もしているんですよ。全然納得なんかしていないですよ。でも、まだ先に進ませてください、進ませてくださいばかりじゃないですか、区は。そういうところは、ちょっと一度反省をして、立ち止まってやるべきだと思うんですよ。

○桜井委員長 区が反省するの。（発言する者あり）

答弁はありますか。

○原川麴町地域まちづくり担当課長 今ご指摘ございました件でございますけれども、引き続き、区としましては、条例に基づきまして、事業者のほうには、地域に説明をすることを、そういった場を持つことを申し上げていきたいと思います。

また、先ほどの高さの話等になりますが、まだこちらは基本計画なので、必ずしも精緻な数値というのは出てこないの、ただ、塔屋も含めて、今回、76メートルになろうかというのが出てきていますので、そこを見て、一番最大マックス値……

○小林委員 86。

○原川麴町地域まちづくり担当課長 76が出ました。

○小林委員 ここで示されたのは86。

○原川麴町地域まちづくり担当課長 前回示された、当初の計画が86メートルでござい……86というのは塔屋を含め。ただ、先ほど来申し上げます……

○小林委員 塔屋を含め。

○原川麴町地域まちづくり担当課長 はい。今回出てきたのが、塔屋を含めて、今回、多分8分の1、面積の塔屋を含めて8分の1に収まらないんじゃないかということも危惧されて、最大値、塔屋も含めて76という数値が出ておりますので、今回、基本計画なので、そういった実施設計まで行ってございませぬので、精緻なものは出ていないと思います。なので、そういったところ、また精緻なものが出たときに、早期周知条例等がございしますので、その場を捉まえて、地域への懇切丁寧な説明の場が開かれるものと考えてございます。

以上です。

○桜井委員長 はい。小林委員。

○小林委員 ちょっともう一度整理するんだけど、早期周知条例の前の話をしているんです。早期周知条例というのは、ラインに乗ってから条例に伴ってやることなんで、それはやらないといけないんです。やらないといけないことを言っているんじゃないくて、今までの話、要するに、対話の中で確認することをしてから、そっちに行くんです。それから、先ほどからお答えいただいている中で、基本計画が基本設計でできるかどうか、それをチェックすると何回も部長も課長も言われたけど、そうじゃないんです。基本設計に行く前に、要するに、与件整理の中で出た基本計画に今回出てきたことが全部ここに出てきて、前からずっと話の中では、基本計画が出ないと話合いができませんね、考えていることが分かりませぬねということで、ここに基本計画が出てきたんです。それを基に話合いをしていかなきゃいけないんです。早期周知条例はもっとずっと後の話ですから。その中で、それは、区が出したこれはステップですよ。今どこにいるか、教えてくださいよ、そしたら。このステップの、与件整理があつて、基本計画があつて、ここの中で今どこにいるん

ですか。お答えください。

○原川麴町地域まちづくり担当課長 今、前の、出した矢羽根のことかとございます。このような資料を前回出させていただきました……

○小林委員 そうです。

○原川麴町地域まちづくり担当課長 多分、こちらで共通認識かとございます。こちらの与件整理が終わりまして、基本設計、実施設計のところの矢羽根のラインにいるものと考えてございます。

○小林委員 与件整理は終わっていないんですよ、まだ。与件整理をしていて、基本計画を出してきて、基本計画が出てきて、そこで話し合うということだったんですよ、いろいろな確認をしたり。基本設計が出たまま何もそのとおりやっちゃったら、別に話し合うことはないじゃないですか。与件整理は、いろいろな要件があって、できるものとできないものがあるから、それを鑑みて、基本計画を出してきているんですよ、基本計画は。いろいろな与件整理をした中で、基本計画が出てきているんでしょう。出てきているでしょう。それを出てきたんだけど、それは日テレさんが考えたことで、千代田区の要望したことも入っていたり、入っていなかったりするわけですよ、区長がいろいろ要望されている部分もあって。その部分について、これからこの基本計画の中でそれをそのまま基本計画がシフトして、全部いろいろな微調整をしながら基本設計に行くのか。それをしっかりやろうということも大切なんだけど、この基本計画の中で、住民が望んでいたことが実施されていない部分もあるなら、そこで調整をしながら、本当にできるのか、できないのか、納得していただいて、基本設計に行くんですよ。その今段階なんで、与件整理も終わって、基本計画が出たから、もうこのまま基本計画を整理すれば入っていくというものじゃなくて、整理するのは、いろいろな意見を聞いて、できる、できないを整理してから、次行くんですよ。そこが理解されていないと、さっきから言っている、すぐ早期周知条例に行っちゃうものではないですかね。普通の建築はそうですよ。普通の建築は、こんな何年も陳情をもらってやっていないです。早期周知条例に入ってから要望が出てくることはあっても、やる前からこんなにたくさんの議論したことなんてあんまりないんですから。違うんです、普通のラインとは。それで住民と二分をしない。住民の意見もしっかり出てきている、いろいろな。その中での整理なんで、ここは慎重にやらないといけないんで、だから、たくさん陳情が残っているし、たくさんあって、また出てきているわけです、新たに。そこが整理できないで、これは、このまま整理して、早期周知条例をやりますよといったら、また対応しなくちゃいけなくなっちゃうんで、ここはしっかりと認識してもらいたいです。

○原川麴町地域まちづくり担当課長 委員おっしゃるとおり、与件整理という形で、基本計画が出て、約2年間、様々、先ほど一番最初に区はどのようなステップを踏んでこれたのかという質問がございました。4回のシンポジウムを開いていますが、その前段に、与件整理として地域の学校等へのヒアリングであったり、あと、また、皆さんからの心配事を公募した。また、第2回のシンポジウムでは、意見だったりをもらって、当日来た参加者からの心配事、意見というのももらって、これをどう解決できるか、できないものは基本計画で解決していただきましょうという形をもらって、12月に様々皆様からの与件を頂いて、日本テレビのほうにお出ししたと。その与件について反映して基本計画、そし

て、区が出した要望事項9項目の回答というのが今回の6月7日のシンポジウムでなされて、118名という多くの方がいる中で、一個一個、1項目ずつ各回答がちゃんとなされているか、みんなが出した心配事、要するに与件ですね、が反映されているかというのを全員の目でチェックしながら、細かく懇切丁寧に説明だったり対応したものと区としては認識してございます。

○小林委員 そうなんです。先ほど、だけど、陳情が出てきたんですよ。紙で出してくれとか、ホームページで知らせてくれとか、意見を取ってくれと出ているから、それで、全部区が理解して終わっていないんです、まだ。これを終わらせちゃうなら、陳情も全部きれいになっているはずなんです。なっていないんですよ、陳情も。こんなたくさん出ちゃって。新たにもし出てきているから。それは、区が9項目全部答えて、あそこの中で全部完結するわけではないんです、あそこのシンポジウムで、全てが。だから、もうシンポジウムは終わりという考えなのかもしれないんだけど、あそこは、言っているように、基本計画を出して検討するということだったんですよ。基本計画を出して検討しようというのが役所の答弁ですよ、ずっと。出てきたから、はい、終わりという答弁ですよ、今。矛盾するじゃないですか。これは、今、基本計画が出てきて、確認できるものも、できないものもあるんです、いろいろ。それを丁寧に確認していきましょうというのが今の段階だと思っているんで、終わっていないですからね。

そこで、部長の言われるように、素晴らしい条例が、早期周知条例があるから、ここで聞いていきますと。ここで聞くんじゃないんです。今聞くんです。今、整理しなくちゃいけないんで、そこの認識が違ってたんだしたら、違うと言ってください。

○原川翹町地域まちづくり担当課長 今回、シンポジウム内で、まず、基本計画について説明と要望事項についての回答がございました。まだその中でも心配事がおありの方も、また、不明な点もあったので、ファシリテーター主導の下、付箋に貼ったもので、これはこうできるのか、この心配事は解決できるのかなどというのが、日本テレビであったり、区からの回答が当日されたという形でございます。当日、そのような形で進めさせていただいておりまして、一旦、基本計画のほうは、こちらで大体の流れというのは、方向性というのは、皆様の目で確認されたものと考えてございます。

○桜井委員長 いや、（発言する者あり）うん、意見が違っているということは分かりました。

小林委員の質問に対して、区としての答弁は頂いています。頂いています。これが、今、2回、3回と平行線になっています。

この陳情ですけども、そういう心配があるという、どこでそれを解決するんだという、そういう話ですよ。そういう話。区としては、今の現状の中では、そういう実施設計までの中で、どのような具体的なことができるのかというのがいま一つ分からないんで、議員の皆さんもそこのところについて、すっとんと納得しましたという、そういう話にはなっていないところですよ。

ちょっと休憩します。ちょっと休憩。

午前 11時57分休憩

午後 0時08分再開

○桜井委員長 委員会を再開します。

陳情審査については、以上で質疑は終了いたします。

本件 14 件の陳情の取扱いについてでございますけども、委員長のほうからご提案がございます。8の6月12日付で出されております。8-11、二番町再開発の基本計画と情報公開及び合意形成の場を求める陳情がございますけども、それ以外の13本について、一括して諮りたいと思います。この13本につきましては、本日、様々な議論を頂きました。この整理につきましては、委員会で議論をしました内容をもって、陳情者にお返しするというので、本件の13本についての陳情につきましては、審査を終了することとしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。それでは、そのようにさせていただきます。

続いて、8-11、8-11と8-13と8-14の3本の陳情がございます。

ちょっと休憩します。

午後0時10分休憩

午後0時12分再開

○桜井委員長 それでは、委員会を再開いたします。再開いたします。

陳情審査の（1）番の新たに送付された陳情の送付8-11の陳情に入りますが、今まで二番町関係、日テレ関係につきましては、様々な委員の皆様からご質疑を頂き、また、執行機関からも説明を頂いております。今までとは重ならないところで質疑がありましたら頂きますけども、委員の皆さん、よろしい。ありますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。それでは、質疑を終了いたします。

送付8-11でございます、8-11。

ちょっと休憩します。ごめんなさい。

午後0時14分休憩

午後0時14分再開

○桜井委員長 再開します。

千代田区議会では、陳情の取扱いを決める際に、原則的には全議員の合意で今までも決めておりますけども、委員の皆さんのご意見をまず頂きたいと思います。（発言する者あり）

8-11について、ちょっと挙手をしてください。

〔発言希望者挙手〕

○桜井委員長 小林委員。

○小林委員 8-11については、紙ベースの件は検討ということだったんで、この答えが出ていないということと、それから、前向きに話し合える場というのの答えについては、はっきりこれも回答が出ていないんで、検討されていると思うんで、この辺が執行機関としての意思を確認できていないんで、これができるまでは継続と思います。

○桜井委員長 継続。

ほかに。

○小野委員 8-11は新しく送付されているものですが、基本的には、本質的には、これまでのものと同じようなご意見なのかなというふうに思っております。ただ、新

しいものとして、第4回シンポジウムの資料、こちらについての公表というところがございましたので、こちらについては、先ほど様々な回答の中に含まれてはいたと思うんですけども、今、小林委員おっしゃったとおり、引き続き検討をしてくださるということで、こちらはよきようにご判断を頂ければと思います。ただ、場を求めるということについては、一定程度の議論は先ほどもあったのかなと思うんですけども、そこについて、いま一度ご答弁をお願いできればと思います。

○小林委員 継続ということだね。

○桜井委員長 いえ、継続じゃなくて、採決をするということ……

○小野委員 もう、それなりに先ほど議論もたくさんあったんですけど、新たに何かもしございましたら、いかがですかと……

○桜井委員長 結論を出すべきだということでもいいんですね。

○小野委員 はい。

○桜井委員長 はい。よろしいですか。

岩田委員。

○岩田委員 区の認識とちょっと違うんですけども、まだ与件整理もできていない、心配事も解消されていない、地域の二分も解消されていない現在では、やっぱりこれは継続でお願いしたいと思います。

○桜井委員長 はい。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。それでは、委員の意見はこれで終了します。

委員の皆さんの意見を聞きましたが、引き続き調査を求める意見、これは継続ですね、それと、結論を出すべきという採決という意見がございました。意見が分かれたので、その取扱いにつきましては多数決で決めたいと思います。

引き続き調査を求める意見について、お諮りします。

賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○桜井委員長 小林委員、大坂委員、岩田委員。賛成少数であります。あ、これは違うんだ。ごめんなさい。（発言する者あり）同数であります。

本陳情につきましては、委員長は不採択でございます。反対でございます。よって、本陳情に結論を出すべきということに決まりました。

次に、（発言する者あり）いやいや、ちょっと待ってください。慎重にやっているんです。（発言する者あり）えっ。

次に、採択、不採択について多数決で決めたいと思います。

本陳情について、お諮りします。

本陳情に賛成の方の挙手を求めます。（発言する者多数あり）

ちょっと休憩します。

午後0時19分休憩

午後0時25分再開

○桜井委員長 委員会を再開します。

貴重な時間を使うことになりまして、大変申し訳ございませんでした。

ただいまの陳情審査8－11でございますけども、この陳情の件につきましては、委員会で議論をした内容をもって、陳情者にお返しするという事で整理をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。それでは、そのようにさせていただきます。

暫時休憩します。

午後0時26分休憩

午後1時30分再開

○桜井委員長 それでは、委員会を再開いたします。

次に、新たに当委員会へ送付された陳情送付8－13、神田警察通り第Ⅲ期道路整備を行政と住民の相互理解のもとに進めるための陳情です。陳情書の朗読は省略いたします。

本陳情について、執行機関から情報提供等がありましたらお願いいたします。

○村田道路公園課長 本事業については、区議会において、多くの陳情の審査を含め熟議の上、予算・契約議案をご議決いただいているところでございます。また、平成23年度に立ち上げた神田警察通り沿道整備推進協議会の場などを通じ、地域の方々のご意見を十分にお伺いしながら、道路の整備形態について検討を積み重ねてきたところでございまして、多くの方々から早期完成を切望されております。

加えて、本事業に対する違法性を主張する損害賠償請求や住民訴訟が提起されておりましたが、去る5月20日、最高裁判所におきまして、住民訴訟の上告が棄却されたことで、10回にわたる裁判所の判断は全て区の主張に沿ったものとなり、この間進めてまいりました本事業の手順・手続に対する適合性が最高裁においても認められたところでございます。

陳情者のご意見につきましては、執行機関として受け止めさせていただきます。しながら、こうした経緯を踏まえますと、整備形態について改めて意見交換を行い、合意形成を図り直すという振出しに戻すのではなく、議会のご議決に従い、速やかに整備を進めていくことこそ、我々が行うべきことと認識しております。

なお、本事業に限らずですが、道路整備などを行う場合には、地域の皆様方に丁寧な周知を行うことを原則として進めてまいります。

以上でございます。

○桜井委員長 はい。説明を頂きました。この件について、ご質疑がありましたら頂きたいと思います。

委員の皆さん、いかがでございましょうか。

○岩田委員 今はいらっしゃらないですけど、前の部長がいらっしゃったときに、この神田警察通りⅡ期工事のところ、工事には反対していないけども、伐採には反対しているという方が結構いらっしゃいまして、その方とかの話も聞いて、Ⅱ期はともかく、Ⅲ期工事は意見を聞いて進めますよというようなことを答弁されていた。でも、何かそういう話もなく、意見は聞かないで、このままがっとう行く感じなんですかね。

○村田道路公園課長 これまで、千代田区側といたしましては、先ほど説明でも申し上げたんですけども、地域の方々とはこれまで十分に議論を重ねてきた結果、今の整備形態に決定したという経緯がございますので、これ以上、改めて意見交換の場を設けるという予



定はございません。

○岩田委員 じゃあ、Ⅲ期工事に関して、どの程度、住民の方と対話をしたのか、説明会をしたのか、また、その説明会もどれぐらいの方に集まって、どれぐらいの地域の方に集まっていたのか。そういうのが分ければ。

○村田道路公園課長 先ほどから申し上げている協議会につきましては、全部で21回開催させていただいてございます。その中で、地域の町会の皆様をはじめとした近隣の方々と様々な角度から道路の在り方ということを検討させていただいたというところでございます。

○岩田委員 協議会ではなく、そういう会議体ではなく、住民の方と直接説明会というのはやったんでしょうか。今まで前の部長がⅢ期以降は住民の方とよくお話をしているふうにすごく強弁されていた。でも、何かそういうのもなく、Ⅱ期工事と同じように、いや、協議会でやりました、そこには住民の代表の方もいらっしゃる、町会長もいますみたいな感じでやるんだったら、今までと一緒にしちゃうので、それはどうなのかなと。今まであれだけ言っていたんだから、もうさぞ丁寧にやってくれるんだろうなというふうに期待はしているんですが、どうなんでしょう。

○村田道路公園課長 先ほどもご説明させていただいたように、道路整備を行う際には、どういう工事になるのか、こういった期間にわたる工事になるのか、その辺の周知はさせていただく予定でございます。

○岩田委員 いや、周知だけではなく、何というんですかね、そういう感じじゃなかったです、前、部長が言っていたのは。住民の方たちとお話をして、理解を深めてみたいな感じで、かなり強弁されていたんですよ。でも、何かただ単に普通に、いや、説明をちょっとしますよみたいなんだと、今までと変わらなくなっちゃうんですが、何かそういう感じなんですかね。前、何かもっとすごい丁寧にやりますというふうにおっしゃっていたんですが。

○村田道路公園課長 ちょっと、以前こういった申し上げ方をさせていただいたかという事実確認はさせていただきますが、我々のスタンスといたしましては、神田警察署交差点より東側の区間につきましても、これまでの協議会の中で十分議論を重ねてきたという認識でございますので、改めて協議会等を設けるという予定はございません。

○岩田委員 じゃあ、協議会の中で一応話をするだけなんでしょうか。近くに住んでいる、近隣に住んでいる方なんかとお話し合いなんていうのは一切しないということなんでしょうか。

○村田道路公園課長 我々としては、協議会の委員になっている方が地域の方々から委任を受けてご出席いただいているものというふうに認識させていただいてございますので、基本的にはその方々と重ねてきた内容というところを尊重していきたいというふうに考えてございます。

○岩田委員 そういう答弁だと、前とまた繰り返しになっちゃうんですよ。というのも、協議会のメンバーの方たちが協議会の中でお話しされたことをちゃんと地元の方々にフィードバックしているかということ、そうとも言えず、その計画がどういうものなのか、協議会では話されました。でも、地元の方たちは知らない、みたいなような話が今まであった。Ⅱ期工事の中でもそういうのがあったので、ちょっともめちゃったみたいな、

そういうのもあるわけですよ。なので、そういうのをなくすようにしますみたいな話もあり、なのに、また協議会でやりました、だから、いいんですみたいな感じで進めちゃうと駄目なので、もうちょっと丁寧にやっていただきたいという話なんです。

○村田道路公園課長 これまで行ってきた協議会の中でも、アンケート等を行って、協議会のメンバーに限らず、広くご意見を伺ってきた場もございますので、そういった意味でも、広くこの内容というのは伺った上で、今の結論、結果があるというものとして認識してございます。

○桜井委員長 はい。大坂委員。

○大坂委員 神田警察通りの整備に関しては、過去長きにわたって本当に議論をしてきて、陳情審査もたくさんしてきた中で、無事進み始めているというのが現状だというふうに思っています。冒頭、課長からもありましたとおり、裁判によって、今までの我々の議論だったりだとか積み上げてきた議決だったりだとか、そういったものが全て適法だった。これはもう本当に素晴らしいことだと思いますが、一方で、これから先の工事に関しても、しっかりと丁寧にやっていかないと、何か間違えがあっちゃいけないというところは十分あると思います。その上で、やはり過去の議論というのは、しっかりと課長としても受け止めていただいた上で丁寧にやっていくということが一番大事なんだろうと思うんですけども、その辺りの認識というのはいかがでしょうか。

○村田道路公園課長 まさにそのとおりだと思います。裁判で認められたのは、これまでの工事に関する手続等について適法であるということが認められたということでございますので、今後も、これまでのやり方というところも踏まえつつ、これまでの反省点等も踏まえつつ、適切な進め方をしてまいりたいというふうに思います。

○大坂委員 ですから、過去の積み上げの議論、どういったことがあったのかというところもしっかりと受け止めながら丁寧にやっていくということが大事だと思います。

その上で、ちょっと確認をしておきたいのが、今、これはⅢ期工事に関する陳情だというふうに思っているんですけども、今現在、Ⅱ期工事が本当に終盤になってきていて、Ⅳ期、Ⅴ期も伐採されたという状況だと思いますが、今年の、今年度の予算の中でどこまでの工事というのが議決されているのかというところは分かりますでしょうか。

○村田道路公園課長 ただいま今年度ご議決いただいておりますのは、今の神田警察署交差点前より東側の区間全ての工事についてです。

○大坂委員 神田警察署前よりも東側全てということは、もう神田警察通り全ての工事の予算というのがこの議会の中で議決はされているという認識でよろしいのでしょうか。

○村田道路公園課長 そのとおりでございます。

○大坂委員 ということであれば、もうこの神田警察通りの工事ということに関して、議会の中で改めて議論する余地がないというわけではないでしょうけれども、例えば契約が何か変更があったときとか、そういったケースを除いては、基本的な整備の在り方だったりだとかデザイン性だったりだとか、そういったものに関しては全て議論を尽くされた状態であるということによろしいのでしょうか。

○村田道路公園課長 既に予算についてはご議決いただいているという状況ですが、これから契約手続に入りまして、契約議案のご審議を頂く場面も出てこようかと思いますので、その際にまた改めて意見交換させていただければと思いますが、基本的には協議会で今決

まっている内容を進めていくという形で考えてございます。

○大坂委員 ありがとうございます。であれば、そういった状況が今こうなっていますよということも含めて、しっかりと住民の方々ですとか沿道の方々に丁寧に説明をしていくということが非常に大事なのかなと思います。これから先、いろいろと意見を出せば変える余地があるんだよというようなことを思わせてしまうのもよくないことだと思いますので、もう現時点でそこまで進んでいるんですよということと、多くの方々が早く、早期に工事が完了することを望まれていますので、そういった点も含めて丁寧にやっていただければなと思います。よろしくお願いします。

○村田道路公園課長 ただいま頂きましたご意見を踏まえまして、丁寧に進めてまいりたいと思います。

○桜井委員長 はい。

ほかに。

○富山委員 様々ご議論があったんですけども、私が気になるのはやっぱり錦町福祉施設についてなんですけれども、今、大坂委員からもあったように、今年議決された予算の中には、警察通り一帯の整備も入っているということなんですけれども、何とか福祉施設ができる前に周辺のバリアフリーも整備していただきたいなと思っていることと、私、福祉施設のほうの説明会にも参加した際に、近隣住民の方のご要望だったりご意見だったりたくさん施設のほうにも反映しておりまして、もちろん道路のほうも反映していると思うんですけども、そういったご意見も、これ以上時間がたつと、どんどんそこにいる方も変わってきてしまうし、皆さんの意見が反映されているのにもかかわらず、やっぱり年月がたってしまうと変わってしまうこともあるので、ほんとできる限り皆さんにご尽力いただいていると思うんですけども、もうこれ以上遅れのないように整備していただきたいなと思います。

もう一点、確認なんですけれども、周辺駅とのバリアフリーについてなんですが、今、小川町駅と神保町駅のバリアフリー出口から一番近いところというふうに設定されていると思うんですけども、小川町駅からの施設まで、警察通りを通過して施設までの道で、そこは都道にもなってしまいうんですが、そのバリアフリーについても、一度都にご意見を伝えるなどの方法をしていただけると、ご利用なさる方たちも助かると思うので、ぜひそのところ、検討をお願いいたします。

○村田道路公園課長 まず1点目、福祉施設の開設に合わせていかにバリアフリー動線を確保できるかということのご質問だと思います。そちらについては我々も非常に重要なことだというふうに認識しておりまして、当然、工事が入った段階で全部の工事が終わるわけではないんですけども、いかに利用される方が開設当時から困らないような形でバリアフリー動線を確保できるかということを工夫して、ぜひ進めさせていただきたいというふうに考えてございます。

あと、小川町駅との間のバリアフリー動線ということですが、利用される方にとっては都道、区道は関係ないと思いますので、その辺は我々からも都道のほうに協力を仰げるよう連携をしていきたいというふうに思います。

○桜井委員長 はい。

ほかに。

○入山副委員長 今回、神田警察通りⅢ期道路整備の陳情ということなんですけども、約3年にわたり神田警察通りⅡ期工事がストップされて、さらに多額な上乗せの金額がかかってしまったということと、それから、さらに今、Ⅲ期以降の伐根も進んで、今進んでいると思うんですけど、今、神田警察通り沿道整備推進協議会、平成23年9月ということで、約21回にわたり、今、協議会をした。で、ある程度の、町会長だけじゃないですよ、たしかほかの方も入って協議をされていたと思うんですけども、その後、神田警察通り、令和3年にも議決されたということで進んでいると思うんですけども、富山委員からも障害者・高齢者施設についても説明があったと思うんですけど、神田駅のほうからも、ちょっと狭いという、道路が、歩道が狭いという意見もあります。

その中で、道路というのは、1本の道路はやっぱり一気に通貫、同じ整備をしないと、ちょっとあまり意味がないと思うんですけども、神田警察通りの、駅のほうから進めるとかという考えはあるんでしょうか。

○村田道路公園課長 その辺の実際の進め方については今検討しているところでございますが、やはり福祉施設の開設に合うようにというのは、先ほど申し上げたように非常に重要事項というふうに考えてございますので、その辺も踏まえて今後具体的な手順を検討してまいりたいというふうに思います。

○入山副委員長 ありがとうございます。全線整備を本当に求めている地域住民の方も多いと思うので、ぜひとも、道路整備は普通の公共整備とちょっと違うので、本当に区民の一人一人の安全とかそういうものにも関わってくるので、ぜひそこら辺を進めていただきたいと思うので、どうぞよろしく……。

○村田道路公園課長 工事中も通行される皆様方にご迷惑、ご負担を最小限にするよう努めるとともに、完成した暁の形態についても、しっかり安全が確保されるような形で常に検討しながら、維持管理も含めて区としてしっかり担っていききたいというふうに思っております。

○桜井委員長 はい。

ほかに。

○岩田委員 さっき、関連のところから戻ります。アンケートなども取っていると、住民の方を取っている。でも、肝腎の話し合いが協議会だけというのでは、ちょっと不親切かなと思うんですね。別にどうしろというわけじゃないんですよ、工事を。ただ、住民の方たちもいろいろ知りたいと思うので、協議会だけではなく、協議会に参加していない住民の方がほとんどですから、そういった意味でも説明会なんかも開催していただければなというふうに思うんですね。そうでないと、先ほど大坂委員も言っていた、住民の方たちにもちゃんとお知らせをということにならないと思うんです。なので、そういうのを一度ご検討いただければと思いますが。

○村田道路公園課長 区としてはこれまで、事業になかなかご納得いただけない方とも個別にお話をさせていただく機会を設けさせていただいたところでございます。残念ながら、気持ちよく納得されてという形には至れなかったというところではございますけれども、一方で、この事業を早く進めてほしい、すぐに完成を見たいとおっしゃっている住民の方も多数いらっしゃるというところを区としても認識してございますので、そういった状況を踏まえて、整備を進めさせていただくという方向でやっていきたいというふうに考えて

ございます。

○岩田委員 II期工事でちょっともめていたときも、II期工事じゃなくて、じゃあ別のところからやってよと言ったら、それはできませんと。順番にやらないとできませんと言っていたのに、今見たらIV期、V期が先に木を切られたりとか、いや、できるんじゃないというようなことになる、また、先ほどの日テレの話じゃないですけど、ただだまされたみたいなふうに言われちゃうわけですよ。なので、そういう誤解も生まないように、ちょっと住民の方に丁寧にご説明をという意味でも、説明会をちょっと開いていただければなというふうに思うんです、協議会ばかりではなく。というふうに思っているんですが、そういうのは考えは全くないですかね。

○村田道路公園課長 具体的にどうやって整備を進めていくかというところは、先ほど申し上げましたように、道路整備が始まるときに住民の方々にお知らせするということは大切だと思っておりますので、そこはしっかり丁寧にやっていきたいというふうに思っております。

○桜井委員長 はい。

ほかに。

○小林委員 今の中で、工事の内容や時期について住民が十分把握できるように、分かりやすく丁寧な周知を行ってというのは、これはできるんでしょ。陳情の中。

○村田道路公園課長 まさに今申し上げたところが、この陳情の1項目目の回答として受け止めていただければというふうに思います。

○小林委員 ちょっと道路工事のやり方について聞きたいんですけど、契約をしますよね。契約が終わると、道路整備の場合は基本設計みたいなものがあるんですか。実施設計みたいなものが、設計ができるわけですよ。その設計ができれば、そのとおりやるんですか。例えばこの設計ができて、現場に行ったら当然合わなかったりするとか、直したりするじゃないですか。それはどの時点で修正やなんかはするんですか、発注されてから。

○村田道路公園課長 基本的な形としては、基本設計、実施設計が終わった後に工事の手続を進めて、工事業者と工事請負契約を締結して、工事を進めていただくという形になります。ただ、工事を進めていく中で、設計時に想定し得なかった不測の事態だったり、住民の方々からの要望、要望というか、とかご意見だったりとか、あとは業者からの工事の仕方に対する提案だとか、そういったものも踏まえて、どのように進めていくのかというところは、改めて業者と綿密に調整をしながら進めていくという形になります。

○小林委員 そうすると、契約のときにはもうできているんですよ。そうすると、先ほど、それはもうできているからそのとおりやるんでしょけど、今言ったように、工事のやり方とか、それから、やってみたらちょっとできない、実際変えたほうがいいというのが出てきますよね、例えば。そういうときに住民さんがよく言うじゃないですか、ここは困るんですよとか、そういうような意見は聞くんでしょ。聞く機会があるんでしょ。説明会をやる、やらないとかいうのは、そんな、先ほどからずっと答えているんで、特に説明会をやらないのはいいんだけど、やっぱり工事の内容の説明とか、そういうので、したときに意見を聞くということは、当然だと思う。そういうのを今までの経緯から行くと、そこもあんまり聞かなかったように取られているんで、そういう何というのかな、現場にあったことを聞く、やっぱり区として耳を、今までこういうことがあったんで、一切、も

う前に決まった、先ほど、決まったとおりにもう、意見を聞いているからやるんだよというんじゃないくて、そういう要するに聞けるところがあると思うんで、そういうところはもう真摯に聞いていくと。今までのことじゃなくて、新しいⅢ期に入ったんで、聞いてもらうというようなことはできるんですか。

○村田道路公園課長 これまで協議会の中で、やはりこの道路の整備の目的である歩行者空間を広げる、自転車通行空間も設ける、そういった根本的な目的というところは、ぶれない形のその中で例えば、自分の家の前、ここを車の出入りをしたいので、一般の形ではなくて切下げ型にしてほしいとか、そういったご要望等があれば、それは柔軟に聞いていく心持ちで進めてまいります。

○小林委員 そういうところを柔軟にやっていただければ、少し今までの分は埋まっていくのも出るんじゃないかと思うんで、その辺はしっかり聞いていってください。

○村田道路公園課長 ただいま頂いたご意見を踏まえ、丁寧に進めてまいりたいというふうに思います。

○桜井委員長 はい。ほかにありますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。それでは、以上で執行機関への質疑を終了します。

委員の皆様からご意見がありましたら、頂きたいと思います。扱いも含めてご意見がございますか。

○大坂委員 今、議論の中で、ある程度もうデザイン性ですとか方向性というのは決まっている中で進んでいるというふうに伺いましたので、この陳情の2番のところですね、特に。街路樹の伐採を伴わない整備の可能性についても検討することというところは、もう既にその時期は越えているというふうに判断しますので、この陳情については採択はできないというふうに思います。

○桜井委員長 「採択はできない」ね。

○大坂委員 はい。

○桜井委員長 はい。

ほかにありますか。えっ、それしかないの。じゃあ、それで聞きますよ。

それでは、本陳情についてお諮りします。採択の方の挙手を求めたいと思います。ちょっと待ってください。本陳情に不採択することに――えっ。ごめんなさい。（発言する者あり）大変失礼しました。

ちょっと休憩します。

午後1時56分休憩

午後1時57分再開

○桜井委員長 それでは、委員会を再開します。

岩田委員。

○岩田委員 3番では、町会関係者だけでなく、当時の元環境まちづくり部長が委員会で何度も発言されたように、第Ⅲ期からは地域住民（女性、若者を含む）在勤者、車椅子利用者など、多様な立場の方々が参加できる意見交換の場を設けること、とあります。これは前の環境まちづくり部長もずっとおっしゃっていたことですし、これは今からでもできることだと思いますので、これは採択したいと思います。

○桜井委員長 はい。

採択すべき、それと不採択についての意見がございました。

ちょっと休憩します。

午後1時58分休憩

午後1時59分再開

○桜井委員長 委員会を再開します。

それでは、意見が分かれたので、これから採択、不採択について、多数決で決めたいと思います。

本陳情についてお諮りします。採択の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○桜井委員長 岩田委員。賛成少数であります。よって、本陳情は不採択することに決定しました。

それでは、本陳情につきましては審査を終了することにしたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。そのようにさせていただきます。

次に、新たに当委員会へ送付された陳情、送付8-14、外神田一丁目南部地区再開発事業における、区民を含む全権利者の財産権保護と事業性の客観的再検証および情報の公開を求める陳情です。陳情の朗読は省略いたします。

本陳情について執行機関から情報提供等がありましたら、お願いします。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 それでは、新たに送付されました送付8-14の陳情に関しましてご説明をさせていただきます。当該陳情は、外神田一丁目南部地区再開発につきまして、昨今の工事費高騰を鑑み、現実的な事業費、地権者の負担増、リスク管理、対応方針等、権利者に対して事業参画時における判断材料の公開、周知徹底、説明等を求めるものであります。資料はございませんが、それらを踏まえ、区としての見解、考え方をご説明させていただきます。

まず1点目の、様々な社会情勢変化の中で、建築資材、人件費高騰等により、2019年試算以降の現実的な事業費、価格の周知徹底を求めているものです。こちらにつきましては、本年6月に準備組合から会員及び非会員、対象権利者全体に対して、再開発組合設立に向けた説明が開始されております。その中で、見直し、検討されてきた最新の事業計画、事業費案が説明されたと報告を受けております。

2点目の、事業費増額分に対する負担の考え方ですが、準備組合より2019年に対象全権利者に示された従前従後の権利条件につきましては、当該条件を保持し、全体的に事業費増加する部分に関しましては、保留床処分金の増額によって対応する考えであることを報告を受けております。また、事業費の中には、今後も一定程度見込まれる工事費の増加への対応も考慮されているということで報告を受けております。

3点目の、条件が著しく悪化した場合における権利者保護に関わる協議の協定を準備組合と区が締結することを求めているものですが、協定を区と準備組合のほうで結ぶことは考えておりません。当該事業は行政施行ではなく組合施行による再開発事業となりますので、事業認可後の権利者である組合員及び参加組合員の責任の下、事業を進めるものでござ

ざいます。事業中に起こる事象につきましても、どれだけのリスクと捉え考量していくかは、組合組織として対処していくものであると考えております。

4点目の、見通しの立たない計画を継続するのではなく、区として責任を持って事業採算性の確認を行い、資産の塩漬け等、権利者の不利益解消を求める内容でございます。準備組合におきましては、様々なリスクマネジメントの対策を講じた事業計画を作成するよう区として指導しております。そうした中で、事業遂行が適切に行える事業計画案を検討しているという認識です。また、そうした実効性のある事業計画案を権利者に対して説明を開始したところであります。今後は令和8年度中に組合設立申請を行い、事業着手へと進めていくと報告を受けております。

5点目の、透明性の高い合意形成プロセスの確立と賛否判断の材料を区が公開し、全ての権利者に対して説明を尽くすことを求めるものです。当該事業は、先ほども申しましたが、区施行の再開事業ではございません。組合施行による法定再開事業であり、法定組合設立前の現段階においては、準備組合及びその事務局が全権利者に対して判断材料となる情報等を提示する責を果たすべきものと考えております。区としては、準備組合事務局に対して、全権利者がしっかり判断でき得る資料提示、個別相談の実施を行い、丁寧に真摯に対応していくことを引き続き指導してまいります。

最後となりますが、これまで申し上げたとおり、準備組合からは、設計事業計画の見直しが完了し、最新の状況における事業計画案の説明を全権利者に開始したと報告を受けております。今後は本組合設立、事業着手のフェーズに移行していくこととなりますが、今般頂いた陳情も踏まえ、引き続き、全権利者に対して丁寧かつ真摯に対応し、不安の解消と円滑な事業遂行ができるよう、引き続き指導してまいります。

また、事業進捗等につきましては、当委員会にも適宜報告をさせていただきたいと思っております。

説明は以上です。

○桜井委員長 はい。説明を頂きました。委員の皆さんからご質疑がございましたら、頂きたいと思います。

○小林委員 ありがとうございます。千代田区がこのかなり大きい権利者なんですよ。千代田区には準備組合って、組合、準備組合ですか、から説明があったんですか。今言われた中の権利者として。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 現段階においては、まだ正式な説明は行われておりません。

○小林委員 権利者なんですよ、千代田区は大きな。ここには千代田区の清掃事務所等、要するに重要な区の施設が、いっときも止まらない施設が、あと葬祭場も含めてありますよね。この部分というのは権利者としてはやっぱり知るべきものが大きいんですね。この辺のことというのは、めどすら、要するに今ほかの権利者にやっているのと、権利者としては同等なんで、説明があってしかるべきだと思うんだけど、それを公開しろと言っているんじゃないですよ。それをやっぱり区として判断して進めなくちゃいけないんじゃないですか。そこで説明がないということに対する、ちょっと不安を感じます。

それと、今こういう状況で、この新聞報道にもありますけれども、いろいろな地域で再開がストップしたり、見直しが入っていますよね、たくさんの地域で。それから鑑みて、



ここの事業が絶対大丈夫だよと、安心してください、もう入っていますからと言うんだと、見たんですかというふうに聞かなくちゃいけないんですよ。区に示されたもの。それが示されていないでこの事業に入っていくことの不安はないのか、区として。

あともう一つが、この事業には、今、これ、850億。850億という総事業費になっていましたけれども、もう既にある試算ではこの倍はいくんではないかと、民間の方が自分の試算——参加するに当たっていろいろ試算をしたらそうなってしまったというようなことを漏れ聞くんですけれども、そういう中で、今ご報告になった、実現可能性があってどんどん進めているというのを区としてどういう検証ができているのか。それじゃないと、この陳情にも言っていることが答えられなくなっちゃいますよね。

その辺、あと補助金についても、ついていきます。要するにこのときの補助金、総事業費が854億だったときの補助金が幾らだったのか。これが増えてきたときに幾らになるのか。これは区の支出になるんで、こちらもしっかりしないと、おおどんどん進めてくださいということにはならないと思うんで、その辺をちょっと総合的にお答えいただけないでしょうか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 今、小林委員のほうから様々質問いただきました。区が権利者の一つであるということで、この事業に対するご不安等、ご心配の上での質問かと思われます。

まず、区に対して説明がされていないことはちょっとどうなのかということが1点目でした。先ほど私、答弁で、正式なご説明は受けていないというような、ちょっとこうやって答弁をさせていただきました。いわゆる区全体として、財産をつかさどる政経部も含めて、説明を受けるという場はまだ設定されておりません。一方で、事業調整を行っている私どもの担当の部署としては、おおむねの内容については説明を受けているところです。そうした中で、区施設の状況的な部分、あるいはこの事業が本当に成立し得るものなのかという部分について、陳情の中でも回答として述べさせていただきましたが、ある程度リスクマネジメントも含めて、区としてはしっかりこの事業成立性を見ていかなきゃいけないというふうに認識しております。そうしたつもりで指導等を行っている状況でございます。ですので、これから説明が正式にしっかり区に行われるという状況ですので、そこは分け隔てなく全権利者に対して行われるべきものですから、千代田区がないがしろにされているわけではございません。

2点目、他の事業がかなり事業費高騰でストップしているなんていう事案もあるという中での不安ということです。そうした中で、立ち止まってだとか、事業計画を見直してだとか、様々事業の内容としてあるかと思います。今般、2019年に最初の事業計画を、案を準備組合として立てたところですが、それに対して、今々の事業の内容をどう成立させるかということで、事業見直しがこの間、都市計画決定後、なされてきたと。その中で資金計画、事業計画含めて、準備組合としてこの事業が成立するだろうというところで、全権利者に対して説明が開始されたという認識ですので、ここについては準備組合の事業遂行性というものを我々もしっかり注視しながら、指導をしながら、その上でこの事業は行けるという判断を最終的にはさせていただきたいと思っております。また、その指導については引き続きしていきたいと思っております。

そういった中で、当時854億円という形で総事業費を示させていただいております。

ご存じのとおり、昨今の事業費高騰、工事費高騰というのは、この事業について全然考えられないというわけではございません。当然受けることだと思っております。そうした中で、そこについても、じゃあ実際にどれぐらいの事業費がかかるのか。それについてどういうふうな高騰した部分を対応していくのかというものも、先ほど保留床処分金の増額という話をさせていただきましたけども、そうした中でしっかり事業ができるということをもって、準備組合がこの事業をちゃんと進められますよということを各権利者にやはり示していただくと。その中で合意形成を図っていく段階にございますので、そこはしっかり我々としては注視しながら行きたいと思っております。

補助金につきましては、あくまで今の段階では決定事項ではございません。当然ながらこの事業に対して相当な公共的な事業も含まれております。そうした中で一定程度の補助金を入れていくということは検討していかないといけないと思っております。

以上です。

○小林委員 ありがとうございます。補助金に――あ、ちょっと細かい話で恐縮。補助金については、千代田区は既に補助金のめどを出したんですけど、神原さんはよく知っている。昔の話。補助金を出しているんだけど、それがやっぱりこの事業費が上がることに比例して上がる可能性があるわけですよ。その辺のこともちょっと注視したいんで、一つと、あと千代田区は準備組合に入っていないですね。入っていないですよ。ただ、準備組合というのは何年に設立して、どういう活動をやってきて、なおかつ幾ら今までかったのか。その金額が組合になるときに引き継いで、当然引き継いでいかなきゃいけないんですね、当然。それが幾らなのか、その返還の仕方をどうしていくのか。組合員でいない千代田区も東京都も国も入っていないんで、そういうところも、準備組合が今まで出捐した部分について、もうそれからその部分というのは事業協力者が立て替えているはずなんですけれども、かなりの部分というかほとんど。それが幾らまで来ていて、その金額をどういうふうに組合になったときに分担するのか。そうすると、千代田区も多分分担しなくちゃいけないのか。そうすると、組合協議書ですか、定款みたいなのが示されるのか。当然千代田区に示されてほしいんですけど、そういう内容を見ないと、千代田区としてもなかなか判断できないんですよ。委員会としても、これはオーケーだ、どうなのかというところの判断もかなり難しくなってくるんで、その辺の整理というのはしてあるんでしょうか。示せるんでしょうか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 まず、1点目の補助金の関係でございます。以前、議会のほうでも懇談会形式だとかを含めて、事業者から準備組合からの説明もさせていただいておるところです。その段階においても、補助金額については決定事項ではないという形でお示しをさせていただいていると思います。基本的には都心の状況を踏まえて、平均的な状況を踏まえて、事業費の10%という形の目安があるという話は、その話題の中であつたかと思えます。ただ、それを直接的に区としてこの補助金額として決定ということまでは、我々はそういうお答えをしていないというふうな認識でございます。

なので、今後、事業費自体の精査の中で、この事業に対して補助金を決定していかざるを得ない状況にも当然ありますので、そこら辺につきましては引き続き協議を、準備組合、また組合が設立されてからもしっかりしていかなきゃいけない事項というふうに認識しております。

2点目の準備組合の関係ですけれども、まず千代田区自体、準備組合に加入している状況ではございません。非会員です。そういう中で、準備組合の収支状況であるとか、幾らこれまで事業費、事務費的なものがかかっているかということについては存じ上げてございません。そこまでの指導監督権というものが我々にあるわけではございませんので、そこについてはお答えがちょっとできないということでございます。

一方で、一般論としてお答えさせていただきますと、準備組合のこれまでかかってきた経費については、一旦今の段階では事業協力者が建て替えをしているというのが通例なのかなと思います。それに対して、今度、本組合ができたときに、これまでかかっている経費についてどう精算していくのか、またそれを経費として定款上どういうふうに位置づけていくのかというのは、まさに本組合設立の条件の中に入ってくると思われますので、現段階で私のほうからその答えを、こうなりますということはお答えを差し控えさせていただきます。

○小林委員 そのところ、要するに原課と、要するに今やっているまちづくり課と、区のこの事業に参加する、決定する課というのは、まずどこなのか。要するにまちづくりがここに参加しますよというわけじゃなくて、まちづくりは今やっている事業者というか、この法定再開発の中で都市計画決定をしたり進めていく立場にあって、これを進める立場にある課ですよ、この事業を円満に進める課なんだけれども、一方で千代田区は権利者であり、この利益ちゃんと確保していかなくちゃいけない原課ですよ、がありますよね、判断。そこはまずどこなのかと、どういう判断をするのかというのを教えてほしいのと、それと――まだ。

それと、要するに一番大きいのは、組合に入らなくちゃいけなくなっちゃうんですよ。入る入らないにかかわらず、入っちゃうんですね、組合ができちゃうと。でも、そのときに、区として、先ほど言ったように知り得るところじゃないと言っているんですよ、なっちゃうから。だからその確認をしなくてはいけないときが来るんですね。そのときには、先ほど言ったように定款を確認しなくちゃいけないんですよ。その定款がいつ確認できるのか、区として。それから、一番大きいのは、一般論じゃなくて現実論として、幾らかかって、その出された出捐金をどう処理していくのかというのを、組合が設立するときだからと、非常に大切な部分で、これ、反論できないですよ、定款を承認しちゃえば。もう出さなくちゃいけなくなっちゃうんで。そういうところはもう区の支出になるのは間違いないんで。補助金は別ですよ。補助金は国も都もするだろうし。そうじゃなくて、区はこの事業に参加する地権者なんで、地権者としての責任が。それがどういうところでどう判断をしなくちゃいけないかということも大切なところなんで。

それを、この陳情はかなりリスクな部分を確認しろ、確認しろと言ってきているんで、それは、ちょっと具体的に言えば、そういう透明性の高い合意形成プロセスを確立しろと言っているんだけど、そこはちゃんと包み隠さず、知り得ない、知り得て報告しなくちゃいけない。いつというのは別として、すぐできないのは分かるけれども、その辺を判断していただかないと、この事業自体が、要するに、進めるんだ、進めるんだと言っても、採算が本当に合うのかどうかはチェックが要るんです、議会としても。その辺のことをしっかり整理してほしいんです。その辺いかがですか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 今ほど、権利者、区としての立場としてのこの事業

への参画の仕方、あるいはリスク的な対応の部分で、総合的にそういったご質問なのかなと思います。

まず、どこが所管をして、この事業に対して権利者、区として当たっていくのかという部分ですが、こちらにつきましては政策経営部が最終的なジャッジというか、書面提出だとか、そういったものを行っていくという形になります。当然そういった中では我々まちづくりは全体の事業調整をする一方で、権利者、区の調整を我々は担っているというつもりでございます。そうした中では、政経部との前さばきは我々がしっかり担わなきゃいけない部分であって、しっかり権利者、区として判断ができる材料も含めて、そこら辺については我々もバックアップをしながら対応していくと。その中で最終的に庁議の中で決定をしてジャッジをしていくというような流れになると思っております。

また、組合に自動的に組合設立されたら入ると、これは法律のとおり、おっしゃるとおりでございます。そうした中で、定款が大事だという部分はおっしゃるとおりでございます。それにつきましては、当然、定款案というものが組合設立前に各権利者に配られます。で、説明がされます。そういった基を持って、これは千代田区も含めて全権利者が定款をチェックして、この内容でいいかどうかというのをしっかり見るということになります。

それに対して、先ほどからありました、事前に行われていた事務費的なものがどう分配というか、処理されていくのかというところですが、保留床処分——準備組合の事業協力者のほうが建て替えをしていくということになりますが、一般的に全く、すみません、一般論で申し訳ないんですけども、その今までかかった事務経費だとかそういったものについて、負担金、分担金を組合設立時に取るという手法は取っていないのが一般論なのかなと思います。事業全体の収支の中で保留床処分金も含めて相殺していくものなのかなというふうに考えておりますので、これまでかかった事務経費が、調査費が、各権利者に対して何かしら重荷になってくるというのはないのかなというふうに、一般的には、一般論で申し訳ないですが、そういう認識でございます。

○小林委員 一般論でお話するのはあんまりよろしくないんで。現実なんですよ。なぜかということ、権利者だから、千代田区。それは権利者じゃなきゃいいんですよ、それで。でも、大きな権利者なんで、そこはどこかで埋めないといけないのと、先ほど最後、保留床を処分するとか、そっちに持っていくというのは、結局、自分たちで払うんですからね。結局は、保留床を処分にするんだって、保留床も含めてこの事業から出てきたものなんで、結局それ、利益ですよ。利益というか、その利益を分配するんで、結局それを分配しなきゃもらえる。分配しなきゃって、すなわちは自分たちがもらえるわけで。もらえないということはやっぱり負担するんです、一般論で言えばね。一般論で言えば。なんですよ。だからその金額は知りたいんですよ、やっぱり。そのもう保留床処分するところまで持っていくかないで。

なおかつ、この準備組合が設立したときに、準備組合の定款の中に、ちょっとその定款も確認したいんですよ。でも権利者じゃないから、なかなか確認できないんですよ。だけど、そのね、前、特別委員会でやったときに、陳情が出てきた中で確認はしているんですけども、そのときには、要するに事務費のかかったものについては、事業協力者が出すということになっていたんです。例えば途中でこの事業ができなくなった場合とか、そういうことも入っていたはずなんです。その辺は一旦確認したいんですよ。

その辺、先ほど言った、大きなお金なんですよ。これ、1,000万や2,000万なら言わないんだけど、もう億を超えている金額なんで、今まで長いんでね、準備組合が。それがやっぱりどれぐらいの費用がかかっていて、その費用をどういうふうにするのかというのはやっぱり大きな話で、ましてや、今、担当課のほうで、安心して、やりましようと言っているんだけど、今、再開発がやっぱりいろいろな意味で苦境に立たされているんで、最悪の事態も考えておく必要があるんですね。それから言うと、今までかかった費用については、やっぱりしっかりと計算されているんで、その辺は知っておくべきであると思うのが普通なんです、権利者としては。権利者じゃなきゃいいんだけど、権利者なんで。

その辺含めて、どこまでアプローチできるかは別として、全然それ、最後まで分からないよというわけにはいかないと思うんで、その辺は少し知恵を出して、1円まではっきりしろなんて言いませんので、大体どれぐらい、アバウトでもどれぐらいなのかどうかというのは、リスクヘッジの分でも知りたいところなんで、その辺はいかがですか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 今頂いた準組の定款であるだとか資金的な部分、あるいはかかった経費の行き先が将来的にどうなるのかという部分が、まさにこれ、権利者、区もそうですし、ほかの地区内全権利者全て気になる部分ではあると思います。もちろんそういった部分については、しっかり説明をしろという部分も含めて、我々、今回の陳情を含めた責任義務というのは準備組合に今あるんだというところを、しっかり改めて準備組合にお伝えして、議会からもそういうご指摘、ご不安な質問があったということはお伝えして、権利者内でしっかりそこを判断材料としていただくということを求めていきたいと思っております。

ついでには、今ここで確認を今後求めていきたいということについて、結局、我々としてどういう、我々ちょっと非会員の中でどういう資料が、持っているわけではございませんので、そこら辺の開示の方法だとか、そこら辺はちょっと今一概に、出せます、出しますという軽いお返事はできませんので、そこはちょっと受け止めさせていただいて、準備組合と相談させていただきたいと思います。

○桜井委員長 はい。ほかにありますか。よろしいですか。

岩田委員。

○岩田委員 これ、本組合になったら、区は権利者として以外の地位というのは特にはないんですかね。つまり、いや、質問の仕方が変でしたね。何ですかね、準備組合に普通入っていたら、その準備組合の立場というのがあるじゃないですか。でも千代田区は準備組合に入っていなかった。先ほどの説明で、この事業は本組合になったら全ての責めは本組合にあるというような感じでしたけども、千代田区としては何か関わり合いというのは、何だ、地権者である立場以外には何もなくなるということなんですかね。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 ちょっと例示がちょっと正しいかはあれなんですけども、いわゆるマンションの管理組合と同じような位置づけとして、まだ建物は、再開発ビルはできていませんけども、本組合というのは再開発をする事業組合として法定組織となっていきます。で、権利者である者は全て組合員になります。これは区分所有法の管理組合の仕組みと一緒にと思いますが、そうした中で、いわゆる毎年、定例総会であるだとか、そこに千代田区も議決権を持って応じていくというような形になりますので、当然、組合運営の中に、権利者、区として加わっていくという認識を持っていただければと思い

ます。

○岩田委員 じゃあ、それだけであって、それ以外に、何ですかね、何かをしなければならぬみたいな、そういうのは特にないですかね。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 組合員の中の千代田区として、個別に何かを背負わされるということはないという認識で、あくまで組合員の中の一つ、一組合員という立場という形でご理解いただければと思います。

○桜井委員長 はい。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。それでは、委員の皆さんの質疑はこれで終了します。

続いて、委員の皆さんから、取扱いも含めてご意見を頂きたいと思います。いかがでしょう。

○小林委員 継続。

○桜井委員長 継続。小林さんは継続ね。

ほかに、継続以外のご意見というのはありますか。

○富山委員 今、委員からも様々質問があって、たくさんご答弁いただいたんですけども、この陳情書を拝見すると、賛成、反対ではありません、いろんな面を区民も権利者も気にしていますというご意向の陳情書なので、今の様々な答弁いただいた面と委員からご指摘があった面を含めて、それを返却する形でご納得いただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

○桜井委員長 えっ。

○小林委員 議事録で。

○富山委員 議事録をもってという形で。

○桜井委員長 議事録をもって返すということですか。

○富山委員 返す。

○桜井委員長 うん。

ほかにはないですか。ないの。あ、そう。はい。

それでは、意見が、継続と、それと、委員会で議論をした内容をもって陳情者にお返しするという二つの意見となりました。その取扱いについてはいかがでございましょう。多数決で決めたいと思いますけども。もう、しょうがないですね。

引き続き調査を求める意見——継続ですよね。継続についてお諮りします。賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○桜井委員長 2名。賛成少数です。よって、本陳情は委員会で議論をした内容をもって陳情者にお返しするというに決定いたしました。

それでは、8-14、外神田一丁目南部地区再開発事業における、区民を含む全権利者の財産権保護と事業性の客観的再検証および情報の公開を求める陳情の審査を終了します。

以上で、日程1、陳情審査を終了します。

次に、日程2、報告事項に入ります。（1）番、ごみ削減区民アイデア募集について、執行機関からの説明を求めます。

○千賀千代田清掃事務所長 それでは、資料2、データですと環ま02になりますが、ご

み削減区民アイデア募集についてご説明いたします。

まず項番 1、目的でございます。本事業は令和 7 年 3 月に策定いたしました第 5 次千代田区一般廃棄物処理基本計画、いわゆる一廃計画において示している 2050 ゼロ・ウェイスト千代田に向けた取組施策の一つとして実施するもので、区民及び事業者の意識啓発や、日常生活、事業活動における取組の促進を図るため、ごみ削減に向けたアイデアを募るというものでございます。

こちら、当初はコンテスト形式というところも検討していたところでございますが、応募のハードルを高くしないといった予算特別委員会でのご指摘なども踏まえまして、応募いただいたアイデアの優劣をつけることが目的ではなく、現在、区においてごみに関する問題があることを認識してもらうこと、またアイデアを考えることで日頃の生活や事業活動を振り返ってもらうことを目的として、応募をしやすいというところに力点を置いたということになります。

項番 2、事業の名称でございます。「みんなで減らそう！ごみダイエットー暮らしと事業の小さな工夫を募集しますー」といたしました。この名称ですが、分かりやすい表現を用いることで、ごみ問題を区民や事業者の皆様が日常生活の中で身近に考え、取り組めるテーマとして認識してもらうとともに、ごみ問題に関する行動変容の促進や意識啓発となることも狙いとしたものでございます。

項番 3、事業の概要です。

（１）募集部門でございますが、事業系ごみ部門と家庭系ごみ部門の二つの部門に分けて募集をいたします。まず、①の事業系部門ですが、区内で排出されるごみの約 9 割を占める事業系ごみの削減を目的に、生産・流通段階、商慣習の上でごみを発生させないアイデアのほか、事業所、オフィス等で実践できる紙ごみや生ごみの減量など、事業活動に関するアイデアを求めたいと考えており、対象者は区内に拠点を有する企業、団体、あるいは大学や専門学校などといった学校ということが対象となります。②の家庭系部門でございますが、ゼロ・ウェイスト社会の実現に向け、事業者だけではなく区民それぞれのごみ削減に関する取組も必要であるということから、日常の暮らしの中で実践できるごみ削減のアイデアを求めたいと考えまして、対象者は区内の在住・在勤・在学者など、個人を想定しております。

（２）の周知方法につきましては、広報・ホームページのほか、区内町会や関係団体等を通じて区民等に周知を図る予定でございます。

（３）応募されたアイデアの対応でございますが、これにつきましては、今後の普及啓発、活用可能性、それから事業化を検討する際の有用性等の観点から内容を確認し、整理を行います。その中でも、活用が見込まれるような代表的なアイデアの提案者には感謝状を差し上げるとともに、応募者全員には記念品を贈る予定です。

なお、先ほども申し上げましたが、こちらのアイデアの内容確認、整理というものは、順位づけを目的とするのではなく、今後の普及啓発や事業展開に活用する観点から行うというものでございます。

（４）結果の公表でございますが、応募されたアイデアは冊子とすることや、区ホームページでの掲載、広報紙での紹介、あるいは今後のごみ削減に関するイベント等での普及啓発に活用する予定でございます。

最後に、項番4、スケジュールになります。現在、7月中でございますが、まだ庁内の調整や周知の協力依頼を進めているところでございます。それから、7から8月にかけて募集環境、ウェブ上の募集フォームなどを作成予定しておりますが、などを整備して、募集を開始する予定でございます。募集期間でございますが、より多くのアイデアを募集するとともに、区民及び事業者の意識啓発にもつながるものと考え、翌年1月頃まで、少し長めでございますが、期間を設けることを予定しております。また、最終的には翌2～3月頃にアイデアの公表まで進めていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○桜井委員長 はい。ありがとうございました。

委員の皆さんからございますか、質疑。

○富山委員 今、説明いただいた事業の事業名についてなんですけど、私はもともと中央省庁で様々な方針だったり計画の、医療用語を校閲する仕事も担っていたもので気になるんですが、「ダイエット」についてちょっと調べたところ、もともとの語源のギリシャ用語では生き方とか生活様式のこと、英語では食事療法だったり日常生活の食事のことについてであって、そういう療法で使われるので、内容によっては食事を増やすという面でも使われるというのがありまして、民間のネット記事だったら全然構わないと思う、聞きなじみのある言葉で構わないと思うんですが、やっぱり税金で担われる事業としては、間違えた言葉を流布してしまうのはどうなのかなと思うところがあるので、これから、今はもうこれは変えられないということであれば、これ、今後こういう和製英語を使う際には気をつけて、まず調べてから使っていただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

○千賀千代田清掃事務所長 こちらの名称、愛称といいますか、というところで作成をしたところでございます。ちょっとダイエット、あくまで一般的に減量というか、そういうところに通じているというところで言葉を選ばせていただいたところでございますが、ちょっとその辺は、ちょっと本来的な意味合いとの兼ね合いで適切かどうかは、ちょっと再確認はさせていただきたいと思いますが、分かりやすさというところでは、このままでも行かせていただくというところでございますが、ちょっと内部で検討の上、決定したいと思います。

○桜井委員長 はい。

ほかにありますか。

○小野委員 こちらがアイデアの募集ということで、応募に対するハードルを低くしたというところはいいのかなと思いました。もしかしたらこれ、今後のスケジュールを見ると、募集環境の整備などもこれからということですので、どういうアウトプット、いわゆる申込み、応募を、応募フォームは統一されているかもしれないんですけども、最終的に絵なのか、字なのか、企画書レベルなのか、ちょっといろんな申込み方法があるんだと思うんですけども、その辺りも、ハードルとか、その辺りのところを少し考慮して、募集環境というところで考えていただければなと思います。

ここの事業の概要で、募集部門①②というのがあるんですけども、これは事業系と家庭系ごみというのは一般的で分かりやすいし、どちらがより身近な環境にあるかというところで、それぞれどういう人たちがここに対して応募をするかというのが分かるんですけ



れども、例えばこれが区内の町会への周知とか関係団体への情報提供というのもありますので、場合によってはイベントがこれからまた、どの、来年も含めてなんですけれども、イベントもいろんなところで催しをされています。となると、イベントのごみというところにも少し着目をしていただくというところで、そのきっかけに、募集部門の中に、日頃のイベントというところも少し分かるようなものもいいのではないかなと思うんですけれども、その辺りについてのご見解はいかがでしょうか。

○千賀千代田清掃事務所長 本日、概要的にちょっとお示しをしているところでございますが、募集する際には、ちょっと具体的な例示とか、そういうものも少し加えた上でというところは考えております。もちろんその中では、イベントの中でごみを減らすという、逆にそういう工夫をされているところがもしあるならば、応募をされるという可能性もございますので、そういったことはちょっと周知の際には工夫してまいります。

○桜井委員長 はい。よろしいですか。

ほかにありますか。

○小林委員 ごみの削減のアイデア募集、目的はいいかと思えますけれども、これまで区民や事業者から寄せられた提案というのはどれくらいあるんですか。それで、区がそのうちから採用したものはありますか。

○千賀千代田清掃事務所長 ちょっと私の知る範囲になりますが、そういう具体的な提案を受けて対応した、あるいは区として改善したというのは、ちょっと今は思い当たらないと。

○小林委員 あると思いますけどね。まあ、知らないだけかもしれない。

やっぱり、区民や事業者の、特に区民の提案なんかは、今後、今出てくるから、この今回の募集で応募されたアイデアを整理して、冊子にするでしょ。冊子にしますよね。それで終わりでは、これはまたイベントになっちゃう。それをいかに実現性の高い提案として持っていくためには、もらったアイデアを実証実験したりしていくわけですよ、いいのがたくさん来るんだから。その中で実証実験ができるものがあったら実証実験をして、うまくすれば、千代田区なんかは発信性が高いんで、事業化までできるんじゃないかというところ。そういう仕組みを区として考えられないですかね。

○千賀千代田清掃事務所長 先ほど資料のほうでご説明でございますけども、（３）の応募アイデアの対応という中で、今後の普及啓発や活用可能性、事業化の可能性の観点というところもございます。ちょっとどういうアイデアが出るかというところは、まだ本当に来てみないと分からないところでございますが、その中で本当に具体的に事業化につながるようなものがあれば、今後検討していくということは十分あり得るかなというところ、そういう想定も踏まえて募集をしていきたいと思っております。

○小林委員 まさにそうだと思うんで、せっかく千代田区には、区内の企業、大きな企業があったり、出してくれる企業があったり、大学があります、研究機関もあるんで、それらをやっぱり実用化につなげるぐらいの考えでこれは進めていただいたほうがいいかなと思うんです。

結局、このごみって、すごく身近なもので、何とかしなくちゃいけないものじゃないですか。そうなったら、やっぱり募集をしたらそれを実証実験、区として可能性のあるものを実証実験して、そして、先ほども言った事業化までして、千代田区から全国に発信する

というようなモデルをつくるのが千代田区に求められると僕は思いますと。その辺のことを、ご検討を含めて、事業者や大学、研究機関と連携して進めていくご見解はございますか。

○千賀千代田清掃事務所長 そうですね。こちら、事業系部門ということで、対象が区内の企業、団体、学校等、大学、専門学校を含む学校等としております。庁内でもそういった連携をしたり、関係団体とつながりがある部署もございますので、そういうところを通してこのアイデアを募集していくということも想定しております。その結果、委員がおっしゃられるような具体的な実現可能性のあるアイデアがあれば、それは、今後の事業化あるいは発信というところは当然あるかなというところで、それも踏まえて募集をかけていきたいと思います。

○桜井委員長 はい。ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 よろしいですか。はい。

それでは、次、行きます。集積所等のカラス被害等の対策について、執行機関からの説明を求めます。

○千賀千代田清掃事務所長 では、続きまして、環境まちづくり資料3、データファイルでは環ま03でございますが、集積所等のカラス等被害の対策についてご説明いたします。こちらでございますが、5月、先般、本委員会でご報告いたしましたカラス等によるごみ散乱対策について、その後の対応状況というところを踏まえてのご報告でございます。

まず項番1、カラス被害等の対策です。本区におきましては、平成12年、清掃事業の移管時より、ごみの集積所のカラス等によるごみの散乱被害防止のため、集積所を使用する方などの申請に基づき防鳥ネットの貸出しを行っております。防鳥ネットの貸出しにつきましては、実績ということで、令和5年度は68枚、令和6年度63枚、令和7年度69枚と、毎年一定の申請があり、集積所の環境改善に取り組んでいるというところでございます。

次に、項番2、改善状況でございます。今年度も4月より集積所のカラス等による被害の対策として要望があり、現地調査などを経て貸出しを実施しております。また、一方、事業系ごみの排出箇所についても同様なカラス等の被害が見られる箇所があり、収集・運搬事業者や、あるいは排出者への要請などを通して、事業者側で防鳥ネットを使用することや、排出する時間の調整などに取り組む状況が見られ、改善が図られた箇所もありました。先般の秋葉原エリアなどにおいては、個別集中的にそういった取組を実施し、10か所程度改善された箇所があるというところはございます。改善の事例というところで、こちら、外神田一丁目地内の集積所二つの例で、そういった改善が図られるというところでございます。

最後に、項番3、今後についてでございます。今後も状況に応じてカラスなど鳥獣対策に関する庁内関係部署や関係機関との連携を取りつつ、適切に対応していきます。また、時間に合わせた排出など、被害防止に効果のある排出方法についても必要に応じて要請をしていきます。

説明は以上でございます。

○桜井委員長 はい。ご説明を頂きました。委員の皆さんからご質問を受けます。

○岩田委員 この写真が4枚あって、左から改善前で、その改善後。また、改善前と改善後とあるんですが、右側の2枚のところの左側のほう、緑色の防鳥ネットは、あるんですよね、これ。何か。であるにもかかわらず散らかっていて、それで改善後は緑と青と2種類、防鳥ネットを使っているということなんですかね。

○千賀千代田清掃事務所長 そうですね。こちらの事例なんですけど、ちょっと左側のほうは、これまで防鳥ネットを使っていなかった部分に使った効果というところと、右側のほうは確かに緑色のネットを使っていたところなんですけど、そこに入り切らないごみがちょっとあふれたということで、さらに追加で大きなネットのほうを青で追加したというところで、排出されるごみが全部くくられるような形になって改善したという事例でございます。

○岩田委員 つまり、今まで防鳥ネットを使っていたけども、そこに入り切らないものがあって、そこが荒らされていた。だから、あふれていた部分も防鳥ネットでカバーしたということよろしいんですかね。

○千賀千代田清掃事務所長 そうすることで、ごみ量に合わせて少し防鳥ネットの大きさを変えたというところ。

○桜井委員長 よろしいですか。

ほかにありますか。

○大坂委員 2点ほど確認させていただきたいんですけれども、秋葉原に限らずカラスの被害というのは区内随所であるというふうに認識はしているんですけれども、実際、回収車が回収したときに恐らく散らかっていて、そのところについてはある程度掃除をしていただいているというふうな認識でいるんですけれども、ということは、ある程度被害のある箇所というのが、回収している担当の方というのは把握されているんじゃないのかなという思いもあるんですけれども、その辺りの区内全体の状況というのは、清掃事務所の中ではある程度把握はしているんでしょうか。

○千賀千代田清掃事務所長 区内の集積所、大体4,000か所程度ございまして、全てをきちっと把握というところは、なかなか状況に応じてというところはございます。一部そういった被害が目立つところと、あと、かつそういった集積所を利用している周辺の区民の方等の申出に応じて対応しているという状況でございます。

○大坂委員 4,000か所もあるということで、カラスの動き等々にもよって、日によって、今日はこっち、明日はこっちみたいなところもありますし、季節によって被害が多いところ、少ないところというのもあるので、なかなかピンポイントで全てを把握するという事は難しいのかもしれないんですけれども、大体この辺が常に荒らされているなというところがもしあるのであれば、要請されてから動くのではなくて、やはり積極的に清掃事務所のほうから、ここはこういった形で設置したほうがいいんですよというような提案を随時やっていただけると、非常にありがたいのかなというふうに思っているんですけれども、そういった活動をされていらっしゃいますでしょうか。

○千賀千代田清掃事務所長 そうですね。個々の排出場所でいろんな状況があります。荒らされる要因として、カラスが来てしまうということもありますけども、例えばちょっと排出が前日というか、早い時間からされていたりというようなところもあります。そういったところの排出の仕方ということも踏まえて、清掃の職員のほうで指導をしたり、ある

いは改善に向けたこういうネットの活用というものを提案したりというところは、個々で対策をしております。

○大坂委員 積極的に対策をしていていただきたいなというふうに思っています。

あともう一個、気になっているのが、ネットを設置して、回収が終わった後、ネットが現地に残されますよね、通常の場合は。そのネットの処理というか、どうしているのかなというのが非常に気になっていまして、例えばマンションの敷地内に集積所があるという場合があれば、そのマンションの敷地にくくりつけるなりして対策はできるんだと思うんですけども、公道上に集積場所がある場合、例えばガードレールなんかに巻き付けてというような形にもできるかと思うんですけども、一方で、それが週2回、回収されていますけれども、とはいえ365日ずっとそこにネットがあるという状況になっているのか、それともまた何か違うやり方を区としては推奨しているのか、その辺りはどういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○千賀千代田清掃事務所長 こちら防鳥ネット貸出しの際には、きちんと管理をしていただくということがまず前提でございまして、例えばマンションのようなところだと、ちゃんと管理人の方に終わった際にはしまってくださいということをお願いをしているところでございます。

それで、ちょっとネットの管理がちょっと十分じゃないようなところに関しましては、うちの職員のほうも、収集のタイミングはございますけども、なるべくネットをそこにまとめるような形で対応をすることとか、それを見て、そこを活用されている排出者の方、区民の方がきちんとしまってくださいと。そういったところをお願いをしたり対応したり協力したりというところは行っております。

○大坂委員 マンションでも、大きな場所では管理人さんが常駐してということで、回収後に整理をするということは可能なのかもしれませんけれども、小規模のマンションですと、朝出して、回収する頃にはもう勤務を終えていますよということもたくさんあるんだろうと思っています。そうした中で、収集作業の方が一定程度対応してくださっているというところは、非常に負担がかかる作業だとは思いますが、そういった細かく、きめ細やかに対応していただけるということは非常にありがたいというふうには思っていますので、引き続き、大変だとは思いますが、よろしくお願いいたします。

○千賀千代田清掃事務所長 引き続きこういった集積所が良好に管理できるように、清掃事務所としてしっかり取り組んでまいりたいと思います。

○桜井委員長 はい。

ほかに。

○小野委員 1点だけ伺います。今、3年間遡って70枚以内で収まっているかなというところなんですけれども、これ、貸出しの総数というのが大体どのぐらいあるのかというのはある程度把握されているのかということと、これ、サイズが2サイズあるのかなと思うんですけども、そこもし分かれば教えていただけますでしょうか。何となくカラスの被害は増えているなということで、今後ニーズも高まるのかなというふうに思っております。お願いします。

○千賀千代田清掃事務所長 ちょっと総数と言いますと、ちょっとこの平成12年に移管後の、今、全体数字ですと、ちょっと1,000枚程度というところの数字がございます。

ちょっと古い数値もありますので、ちょっと今手元にある数値でそれぐらいということでございます。

それから、ネットの大きさに関しましては、これ、大中小の3種類ということで、それぞれちょっと色が分かれているというところでございます。大が青、中が緑、小が黄ですかね。そういった内容になっております。

○桜井委員長 いいですか。

ほかにありますか。

○小林委員 今までの説明がありましたけど、これ、あくまで、これって防鳥ネットは有効な対策ではありますけれども、これ、被害を抑制する対症療法なんですよね、これはあくまで。だから、カラスとかネズミも同じなんですけど、根本的な対策を取らないと、これではちょっとある意味たちごっこみたいになっちゃうんで、根本的な対策についてはどういう課題認識がありますか。

○千賀千代田清掃事務所長 確かにこういうネットをかけるということは、鳥獣といいですか、カラスですとかほかの鳥類に対しての散乱防止にはつながるかなと。委員がおっしゃられているので、事例で言えば、ただいまネズミとかの対策ということになろうかと思えます。そういった点では、まずごみの収集の時間に合わせて、あるいは適切な日にちにきちんと出していただくということを、まずしっかりお願いをすることはまずございます。それから、どうしてもそれが、出す時間がどうしても早くなるというようなところがあれば、例えば容器でお願いするとかそういったところもございます。様々な形で対応していくことは必要なというところの認識がございます。

○小林委員 あくまでも対症療法なんですよ、対症療法。これがやっぱり、ちょっと前から少し、私、ご提案しているんですけども、この対症療法では、先ほど言ったように限界ばかりなんです。言ったように、大きな事業所だったら、ごみを出したり入れたりする人がいるから、バケツだってちゃんと出してくれるし、ポリバケツをしまったりしてくれる。小さな業者が多いんですよ、飲食店は。飲食店がこのように出していっちゃうんです、夜。昼間は単身なんで、指導できないんですよ、なかなか。

ということは、今、対症療法では限界があるということなんで、これ、この前からもずっと提案しているんですけど、千代田区にはやっぱり高い技術を持った例えばA製薬みたいなのがあったりとか、やっぱり大学もあるわけですよ、いろいろ研究している。だから、これも一つ、これ、清掃事務所が考えるのか、保健所が考えるのか、保健所と所管が違うからと言われちゃうと困るんだけど、清掃事務所が報告しているので清掃事務所に言いますが、やっぱカラス対策にはどうしたらいいのか、根本対策。ネズミにはどうしたらいいのか。保健所がやっているのはネズミには忌避剤入りの袋、忌避剤が入っている袋でネズミが嫌がるのをやったり、製薬会社と組んでそういうことやったり、簡単には破れない耐久性の、若干耐久性のある袋を作りたいな。

要するに、カラスもそうなんですけど、ちょんちょんつついて、わーっと空いちゃえば、すぐ食べられるんだけど、ちょんちょんちょんちょん突いても穴が空けなければ、いないんですよ、人がいるから。というようなことも対策の一つで、袋の、どうせ費用で出すのは有料にしているんでしょうから、有料の袋を買っていただいたり、この袋で出していただくとか、そんな根本的なところに、対処じゃなくて継続的なことをやっては、要す

るに防獣資材というのかな、新たな防鳥資材とか、ネズミのための袋みたいなのを開発していくとか、そんなところに入っていないと、共同研究から進めてもらったりしたり、お願いしたりして。すぐできないにしても、そういうことをやっていかないと、網をかけたら網を外されるとか、網の管理をしろというのはあまりにも対症療法なんで、その辺を少し考えたらどうでしょうかね。

よく、今ほかの自治体では熊が出て大変だというのがあって、いろいろな知恵を出して、何か熊の場合もそうでしょうけど、防鳥ネット、鳥やなんかだと、もういろんなAIの技術やなんかをやって、AIでセンサー技術を利用したりして、鳥の行動とかを学習分析して、カラスが嫌う音を一定期間だけ発生させるとか、それから人にほとんど影響のない時間帯、影響を与えないような音、それで必要な時間帯だけ作動させるみたいな、いろいろな知恵を出して対応していかないと、対症療法だけでやっている、熊の場合はもういろいろ人的被害があるから、もういろいろな知恵を出して対処しているんだけど、ごみはただ捨てるだけみたいな、汚れるだけみたいなのでしていると解決しないですよ、対処だけでは。

その辺を根本的な研究調査をしていくような考えで役所としても動かないと、ずっとこういう、ごみが出たらネットをかけましょう、ネットを外しましょう、ネットをかけましょうみたいな話ではちょっとちがいが明かないんで、少しそちらの、もう少し一歩進んで研究とか、そういう何というかな、専門業者と一緒に、研究機関やなんかと連携して対応していくというのを考えていただけないでしょうかね。

○千賀千代田清掃事務所長 小林委員から、たしか従前も同じようなご指摘を頂いたかと思います。

まず忌避剤入りのごみ袋でございますが、改めてでございますけども、保健所のほうでいろいろと試行したところでございますが、やはりちょっと忌避剤がうまく、時間とともに飛んでしまうようなこともあって、なかなか効果が出なかったというところの結論がございました。

ご指摘いただいていますような、あらゆる技術的な研究というのは、これは必要かなというところは常々認識をしているところでございます。保健所等々とも、そういったことは何かないか、何かご提案がないかというところ、折に触れて検討しているところでございますが、今ちょっと具体的話はないところでございますが、引き続きそういった情報収集、あるいは研究など、企業情報を集めたりというところで、取組は進めてまいりたいと思います。

○桜井委員長 まだ。いいの。

○小林委員 はい。

○桜井委員長 いいですか。

小野委員。

○小野委員 今、カラスの抜本的な対策があったらいいんじゃないかという話で、確かにそうなのかもしれませんが、まずは対症療法が重要かなと思います。今、よく知られていますけど、東京都の環境局が平成からずっと続けているカラス対策というのがあって思うんです。こうしたカラスを減らしていくための対策として様々な取組をやっていきますので、やっぱりこれって区だけでやっても、隣の区から飛んできたりとか、空は広いのですの

で、そういう意味でぜひとも、近隣だけではなくて、都も含めてやっていることなので、連携をして検討していただくということをお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

○千賀千代田清掃事務所長 確かに、今、小野委員からご指摘がありましたように、クラス対策、東京都の環境局のほうでも取り組んでおるところでございますが、ちょっと東京都広域で対応しているというところもございます。そういった中で、具体的な被害がある場合は、例えば鳥獣の捕獲、除去というところもあるというふうに聞いてはおるところでございますが、そういったところに至らぬ場合でも、周辺区、被害があるようなところと連携をしてみたいと思います。

あと具体的に、例えば道路上ですとか公園といった具体的な箇所で被害が見られる場合につきましては、その管理者等と連携をするということは重要なと思いますので、そういった取組を進めてまいりたいと思います。

○桜井委員長 小林委員。

○小林委員 先ほどご答弁も頂いたんですけど、これ、例えば忌避剤が効かないとかんとかというのはある、まあ効くんですよ。効くんだけど時間でなくなっちゃったりすると、練り込みするのは大変だとかいうの、いろいろあるんだけど、それ、どこがやるの。それ、僕、お願いするけど、そういう研究って、研究とか検討とかって、清掃事務所では、幾ら清掃事務所に頼んだって、うちじゃありませんと言ったら、検討できないじゃん。どこがやるんですか、こういう対策は。

○千賀千代田清掃事務所長 具体的な研究とかにつきましては、やっぱりそういう企業ですとか研究機関にお願いはしなければならいかなと思っております。どういうところを、何をお願いするかというところは、清掃事務所なり、あるいは保健所なりで少し考える必要はあるんですけども、まだちょっとそういうところも含めて庁内でまだ検討しているという段階でございます。

○小林委員 要するにどこの部署がやるか分からないなら検討にならないでしょ。どこかが受けて、例えばA製薬に研究を頼むとか、大学と一緒にやるという、その部署が決まっていなけりゃ、それ、行かないでしょ、そういう検討まで。部内で、清掃事務所と保健所が検討していますと言ったって進まないよ。

だから、それをしっかりと、そういう、何というのかな、対症療法じゃなくて、先ほど小野委員も言っていたけど、クラス対策みたいなのは、クラスの東京都がやっている対策というのはさ、おたくじゃないじゃない。そうすると、言われたってできないじゃない。やっていきますと言ったって。

だから、ちゃんとそういう、具体的にやる部署に、そこでないならちゃんとつないでいただいて、そこが対処しますとか言ってくれないと、聞いただけになっちゃうんですよ。保健所とやりますとか、保健所のこの部署と一緒にやっていきますと。例えば研究するならそうしますとか、うちの部署がないなら、ないとはっきり言っただけじゃないと、これ、議論しただけで終わっちゃうんだよ。その辺しっかりと答弁していただけないですかね。

○千賀千代田清掃事務所長 どこがやるかというところが、現状、庁内で明確にどこの部署がそれをしっかり担うかというところは、今、明確ではないところがございます。一方で、清掃事務所がそれを全く担わないというところでも、我々の認識でもないというところ

ろはございます。結局、繰り返しのお答えになりますけども、保健所等と連携をいたしまして、そういった可能性があるかというところは、より一段しっかりと情報収集等を行っていきたいというところでございます。

○桜井委員長 うん。ほかに、いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。それでは、報告事項を終了いたします。

日程3のその他に入ります。

委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。いいですか。

執行機関からございますか。

○村田道路公園課長 スケートボードとボルダリングを楽しめる施設となります飯田橋こどもの広場ですが、7月21日にオープンを予定してございます。また、それに先立ちまして、7月17日金曜日の15時から17時の間、内覧会を実施いたしますので、こちらについては地域の皆様にお知らせさせていただくとともに、委員の皆様にもこの場を通じてお知らせさせていただければと思います。

以上です。

○桜井委員長 はい。

ほかにありますか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 では、私のほうから、口頭にて、新たな人道橋、船着場の竣工についてご報告させていただきます。

内神田一丁目南部地区の再開発において、かねてより整備が進められておりました新たな人道橋及び防災船着場につきまして、整備完了に伴い、今月7月31日に事業者から引き渡されることとなりました。新たな人道橋、船着場の名称につきましては、令和5年度に公募方式によって、人道橋については「仲通り散歩橋」、船着場につきましては「鎌倉河岸船着場」と決定し、広報、ホームページ等を通じて周知を図ってきたところです。今般、7月31日の引渡しを受けまして、当日の夕方16時より仲通り散歩橋を全面開通する運びとなりました。開通のご案内につきましては、近隣地元町会等への周知は既に行っておるところですが、今後は7月20日の広報紙及びホームページ等を通じて広く周知していくことを予定しております。

報告は以上になります。

○桜井委員長 はい。ありがとうございます。

この件、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 ない。はい。

最後に、日程4です。閉会中の特定事件継続調査事項についてですが、閉会中といえども委員会が開会できるように議長に申し入れたいと思いますが、よろしいですか。



〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。では、そのようにさせていただきます。

お疲れさまでした。以上をもちまして環境まちづくり委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午後3時13分閉会